

北海道洞爺湖サミットに際し G8 首脳に提出した
搾取的移住と人身売買に関する NGO 共同提言書

2008 年 7 月

原文：英語
日本語版作成：IMADR

北海道洞爺湖サミットに際し G8 首脳に提出した

搾取的移住・人身売買に関する NGO 共同提言書

序文 / 要旨

以下に署名する NGO は、日本の北海道・洞爺湖に集まった G8 首脳に対し、国境を越えて移住する人びとの人権と人間安全保障を推進する先進地域とりわけ G8 諸国の責任を真摯に考慮するよう求める。とりわけ、人身売買され密輸された者を含む非正規移住者たちは、国境を越えて活動する犯罪組織の搾取を受けており、犯罪組織は、目的地国の制限的で選択的な法律や慣行から利益を得ている。この文書は 2008 年 7 月の G8 北海道洞爺湖サミットに際して起草されたものであり、そこにはアジア、アフリカ、ラテンアメリカから多くの NGO や研究者が参加した。文書は、グローバルな搾取的移住と移住者の人権状況に焦点を当てている。私たちは、世界中の何百万人ももの移住者の状況について、そして、その状況を改善すべく行動する必要性について、G8 首脳たちの注意を喚起したい。

私たち以下に署名する NGO は、G8 首脳に対し、移住者が直面する不安全感の深刻さを認識するよう求める。移住者たちの苦境は実際のところ、環境、貿易・金融、国際安全保障とテロリズム、その他のグローバル・ガバナンスに関する問題のいずれであれ、洞爺湖サミットで検討されるグローバル経済の諸問題のすべてと深く関わっている。これら多様な問題について G8 がどのような決定を下すかが、各国の国民だけではなく、先進地域でよりよい生活をめざしている移住者たちに対しても影響をおよぼすのである。

私たちは G8 首脳に対し、国際移住を国家間の流動性や労働力の取引の問題としてのみ扱うのをやめ、移住当事者の不安全感を理解するよう努めることを求める。異なる移住形態の間の相互連関を認識することは、公正で安定した体制をつくるのに不可欠である。熟練移住労働と非熟練移住労働、合法的な移住と「犯罪的」移住、といった移住形態の区別は、国家によって自らの共同発展のために形作られたものであり、送り出し国での恐怖と欠乏、そして先進地域で待っているように見える豊かな繁栄の未来像によって、移住者に押し付けられたものである。G8 首脳には、「非合法的な」移住を阻止するという先進国の現在の政策は失敗であることを認識し、国家にも市民社会にも守られない「グレーゾーン」で生きることを強いられている移住者たちの権利侵害を抑制するよう求めたい。難民申請者や非正規移住者が収容所で不当な扱いを受けていることもまた、民主主義、自由、人権の名において語る G8 首脳にとって重大な問題である。

私たちは G8 首脳に対し、国際移住を法的・制度的な措置でもって支配する対象と考えるのをやめるよう求める。「自然移住」の概念が示唆しているように、移住者のさまざまな分類は、国家間の政策、とりわけ高度に選択的な移住規制の産物に過ぎない。グローバル化する労働市場において移住を商品として捉えることで断片化された労働移動のイメージが形成され、「自然移住」は選択的な移住規制の影響を被り、移住の過程や目的地国における不安全感の構造が強化される。すべての移住者は、基本的人権を行使し、最低限の労働基準を享受し、目的地国とりわけ G8 諸国における最低限の社会経済的安全を享受できなければならない。

ダーバンの反人種主義世界会議で国際社会が確認したように、移住者および移住者コミュニティへの搾取と差別は、ジェンダーと人種に基づく差別行為が複合して引き起こされている。人身売買（特に女性と子どもの）から結婚移住まで、ブローカーが行なった搾取は、目的地国とりわけ G8 を含む先進国の国家・市民社会双方のジェンダー的・人種的偏見によって増幅されることが多い。自然移住の女性化にともなう人間の不安全によって、移住女性が直面するさまざまな問題が引き起こされていることから、「移住とジェンダー」についての特段の考察が不可欠である。そこでは、受け入れ国の政府が移住者の安全を保障するため責任を負うべき課題として、健康問題、ドメスティック・バイオレンスの問題、教育問題や職業の安定性といった問題が挙げられる。特段の注目に値するもう 1 つの課題領域として、「移住と、カースト差別を含む人種主義」がある。マイノリティや先住民族は搾取的移住や人身売買の対象となる傾向がより強いからである。あらゆる形態の搾取的移住の撤廃は、そうした人種主義的慣習を存続させている送り出し国と目的地国の両方において実現されねばならないのであり、G8 諸国が、自国に移住者を送り出している途上国との協議の中で懸念事項としてとりあげるべきなのである。

私たち以下に署名する NGO は、G8 が洞爺湖サミットにおいて地球温暖化と気候変動の問題に関心を払っていることを歓迎する。私たちは、G8 がそこでの討議内容を二酸化炭素に関する技術的な問題、あるいは途上国への環境技術移転の問題に限ることなく、気候変動で被害を受けるすべての人びととりわけ環境移住者への支援について真剣に考えるよう求める。「気候変動と、環境移住者など脆弱な立場の人びと」に関する諸問題について真剣に考えることは必須である。なぜならば、自然災害や気候変動は世界中の人びとの生活の基本的要素に影響を及ぼし、その結果人びとは移住を余儀なくされ、人身売買やその他の形態の搾取的移住のリスクに対して脆弱になるからである。

G8 サミットは紛争や自然災害にかかわるさまざまな問題を討議するのだから、G8 が「移住、紛争、自然災害」に関する問題に注目することも必要不可欠である。国際社会は、難民やその他の移住者たちが直面する諸問題を取り上げ、そうした状況におかれた移住者たちを守るべきである。そうした人びとは、ビルマ（ミャンマー）難民にみられるように、環境の変化や国境を越えた紛争により避難を余儀なくされたのだから。

移住者の健康と教育についても、たとえ洞爺湖サミットでの議題に明記されていなくても、G8 首脳は討議してしかるべきである。「移住と健康」の問題としては第 1 に、移住当事者の健康上の不安全がとりあげられねばならないが、国連ミレニアム開発目標にも挙げられたグローバルな公衆衛生の問題も関わってくる。移住当事者の健康上の安全の視点から特に重視すべきなのは、移住の全過程を通じての、そして受け入れ国における、非正規移住者の保健である。特に、女性、人身売買被害者、避難民の保健に焦点が当てられるべきである。教育も国連ミレニアム開発目標に盛り込まれているが、「移住と教育」について言えば、途上国において教育権を保障し、移住者の子どもや人身売買・密輸の被害者の教育を受ける権利を充足させることを通じて、選択的な出入国管理法・政策の否定的影響を除去していかなければならない。

以上に基づき、私たち以下に署名する NGO は、搾取的移住と人身売買を引き起こすあらゆる差別的慣習をなくし、移住者の権利を守るため、次の提言をしたいと考える。

I. 概念を明確化し、人身売買被害者の定義をより広く解釈すること

II. 途上国への無償援助

III. ジェンダー、人種、カースト、階級に基づく差別とたたかうこと

IV. 環境・気候の変動や紛争から移住者を守ること

V. 正規に移住する機会の増大

VI. 移住者とくに非正規移住者と人身売買被害者の権利の保護

私たちは G8 諸国政府に対し上記 6 点の提言を考慮し、移住者の人権と安全を守るためさらなる手段を講じるよう求める。そうすることで、G8 洞爺湖サミットはグローバルな移住の目的地国としての責任を自覚していることを示すことになる。また、自然との調和だけでなく、新自由主義的な世界統治がもたらす二極化で拡大する格差の影響を受けている世界の諸民族との調和のもとに、持続可能な世界をつくる、という産業大国の政治的意志を表明することになる。「北」の先進地域で移住者とそのコミュニティの人間安全保障をないがしろにすれば、民主主義と発展の実現と持続可能な世界秩序の構築を標榜する G8 サミットの威信は大きく傷つくことになる。

この序文 / 要旨が呼び水となり、本文書が熟読され、グローバルな移住にともなう人間の不安全を憂慮する市民の世界的共同体である私たちの提言が真摯に検討されることを願っている。

共同署名団体：

Anti-Racism Information Service (ARIS), Switzerland

Asian Women Human Rights Council (AWHRC)

Asian Women Human Rights Council, Nepal

Asia Pacific Forum on Women Law and Development (APWLD)

Association Aide aux Familles et Victimes des Migrations Clandestines (AFVMC), Cameroon

Buhay Foundation for Women and the Girl Child, Philippines

Cameroon Grassroots Women Educational, Economic and Social Advancement Network (CAGWEESA), Cameroon

*Coalition Against Trafficking in Women – Asia Pacific (CATW-AP)**

Development Action for Women Network (DAWN), Philippines

Feminist Collective, Nepal

Fountain of Peace, Kenya

International Alliance of Women

International Gender and Trade Network-Asia

Japan Network Against Trafficking in Persons (JNATIP), Japan (人身売買禁止ネットワーク)

Lolas Kampanyera Comfort Women Survivors Organization, Philippines

Mujeres Trabajando-Marcha Mundial de Mujeres, Argentina

National Alliance of Women Human Rights Defenders (NAWHRD), Nepal

* G8 首脳への提出後に署名

Ntankah Village Women C.I.G., Cameroon

Solidarity Network with Migrants Japan (SMJ), Japan (移住労働者と連帯する全国ネットワーク)

South Asia Forum for Human Rights (SAFHR)

Space ALLIES, Japan (すぺーすアライズ)

Tamil Nadu Women's Forum, India

The International Movement Against All Forms of Discrimination and Racism (IMADR) (反差別国際運動)

Third World Movement Against the Exploitation of Women (TW-MAE-W)

Tools to Expand Networking Communication By AIDS INDEX (TENCA), Japan (AIDS を伝えるネットワーク TENCAI)

Women's Consortium of Nigeria (WOCON), Nigeria

Women's Rehabilitation Centre (WOREC), Nepal

目次

序文 / 要旨	ii
第1部: 総論および横断的課題	2
1.1. さまざまな形態の移住の相互関連性	2
1.2. 「自然移住」と選択的な移住規制、移住と労働市場	6
1.3. 移住とジェンダー	10
1.4. 移住とカースト差別を含む人種主義	14
第2部: 個別の課題領域	18
2.1. 気候変動と、環境移住者を含む脆弱な人びと	18
2.2. 移住、紛争、自然災害	24
2.3. 移住と健康	27
2.4. 移住と教育	30
第3部: 提言	34
参考文献	37
起草者一覧	42

第1部：総論および横断的課題

1.1. さまざまな形態の移住の相互関連性

移住はその本質において複雑であり、異なるカテゴリーの移住者や、異なる形態の移住を明確に区分けするのは難しい。国境を越えて移動する人びとは、正規もしくは非正規の身分、熟練もしくは非熟練労働者、定住者もしくは一時的移住者であると同時に、留学生、再会する離散家族、結婚による移住者、移動中の移住者、難民申請者、または難民と分けられる。移住者はこれらのカテゴリーのうちひとつか、または複数に同時にあてはまることもあり、移住の過程で、あるカテゴリーから別のカテゴリーに変わることもある。移住の過程で、始めは安全で正規だったものが、安全ではなくなり（非正規になるとは限らないが）、時間が経つと非正規身分になることもある。移住は、移住者による自由な選択で行なわれることも、生き残るための手段として強いられることもある（たとえば紛争、経済的危機、自然災害の最中に）。他の例として、最初は非正規な形で入国するが、やがて正規の身分を得る者もいる。難民申請、正規化プログラム、またはその国の市民との婚姻がその例である。難民申請者は、申請が却下された場合に無許可で滞在し続けると、非正規移住者となってしまう。そして移住者の密輸は人身売買へとつながっていく場合がある。

ここで忘れてはならないのは、そもそも、これらすべての移住者のカテゴリーは始めから実体として存在するものなのではなく、国家の政策、具体的には国の入国管理制度の産物だという事実である。「犯罪者」の概念が刑法の存在を前提としているのとまったく同じように、どの人間も本来的に「非正規移住者」なのではない。そうではなく、受け入れ国の政策が、特定の条件を備えた外国人だけを合法的に入国させ、一方的、独断的に人を「非正規」と位置づけるのだといえる。同じことは、多かれ少なかれ前述した他の「グループ」の移住者にも言える。したがって、異なるカテゴリー間の区別は人為的で、本来流動的であるので、必ずしも実態には適合していないことになる。

まさにこの理由で、異なる移住形態を明確に線引きするのは最初から困難なのである。当然の結果として、多数の「グレーゾーン」が創り出され、国家政策は異なる形態の移住の間に存在する相互関連性を見落されることが多い。さらに、移住者の権利はこれらの「グレーゾーン」において侵害されている¹。

非正規移住者、移住者密輸、人身売買の区別

（国連の越境組織犯罪防止条約に付属する）2つの議定書が移住者密輸と人身売買の区別の設定を試みている。人身売買は「搾取の目的で、暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれらの行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行なう金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を採用し、運搬し、移送し、蔵匿し又は収受すること」と定義されている²。移住者密輸は「金銭利益その他の物質的利益を直接または間接的に得るため、締約国の国民または永住者でない者を当該締約国に非正規入国させること」と定義されている³。

¹ Global Commission on International Migration (2005) Irregular migration, state security and human security, p.7 and Anti-Slavery International (2003) The migration-trafficking nexus: combating trafficking through the protection of migrants' human rights, p.3

² UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons (2000) Article 3

³ UN Protocol against the Smuggling of Migrants by Land, Sea and Air (2000) Article 3

人身売買は抑圧をとめない、密輸は同意をとまっている。しかしながら、抑圧と同意の相違はほとんどなく、かつ密接に入り組んでいる。国連の人身売買禁止議定書は、抑圧を強制力（たとえば誘拐）だけではなく、「権力の濫用や脆弱な立場につけこむこと」も含んで定義している。が、後者についてはまだ定義されておらず、極度の貧困も含めるか否かが国家や法廷において議論されている。もし含めないのだとしたら、単なる物理的拘束力、詐欺、欺瞞を超えて抑圧の概念を拡大しようとする政治的意図はくじかれるだろう⁴。

国連の両議定書は、売買された人や密輸された移住者を、どのようにしてそのいずれかのカテゴリーに当てはめるかの指示を含んでいない。2つの国連議定書（人身売買された人に関してはより大きな保護を与え、密輸させられた移住者以上に大きな財政的、また行政的負荷を国家に課すことができる）によってつくられた体制は、国の当局者たちが非正規移住者を、売買されたというよりはむしろ密輸させられた者たちとして分類、もしくはみなしたいと考える明確な動機となっている。人びとが不適切な分類をされる可能性は起草段階では考慮されていなかった。ある日、密輸させられた移住者と分類された人が、次の日には人身売買の被害者になってしまうこともあり得るという事実も、認識されていなかった⁵。

人身売買と移住者密輸の概念は明らかに相互に関連しており、移住者の権利と脆弱性に対する影響は酷似していると思われる。どちらかだけの「純粋な」事例は滅多に存在しない。出発点や移住過程での多様な場面では、それが人身売買と移住者密輸のどちらのカテゴリーなのか明確ではないことがある。

密輸される人びとは頻繁に、法的書類をもたずに、受け入れ国での就職を期待し、生きのびるためのニーズを満たすために、進んで出国してしまう。すなわち非正規移住である。彼ら彼女らは、手数料をもらって密輸を斡旋する密輸業者に援助される。密輸業者は法外な金額を要求し、移動の行程で移住者を深刻な危機にさらすこともある。しかし、行き先に到着すると、移住者はその先どこに行くかは自由であり、通常は二度と密輸業者には会わない。

一方で人身売買は労働力やサービスの搾取という、明示されたもしくは暗黙の目的のために人びとを移動させることを意味する。入手できた証拠によれば、非正規に移動させられた大概の人びとは、密入国者と同様の手段で移動することを最初に提示され、それに対して何らかの方法で同意しているのである。しかしながら、行程の途中や移動先の国に到着すると事情が変わっているのはよくあることである。人身売買された大多数の人びとにとって、本当の問題が発生するのは移動先の国に到着してからである。そこに約束された仕事は存在せず、代わりに聞かされていない仕事や条件を強制されるのである。彼ら彼女らは奴隷のような状況や非常に厳しい労働環境に置かれ、支払われるべき賃金をもらえず、人身売買の被害者となる。しかしながらこのような人びとは人身売買の被害者として分類されないことが多い。（人身売買の）行為が行為として特徴づけられるとの判断は、どの時点でなされるべきなのか。国家は、移住者の真の意図を示すとして出発時点を好む傾向がある。移住者の権利を主張する人びとは、移住者のニーズを示すとして、到着時点や滞在中を好む。しかし、国家の見方がおおかた勝利を収めている。各国は非正規移住者と闘い、増大しつつある組織犯罪の影響に制御をかけるために審査システムを創設した。しかし法的手段は保護の範囲を「被害者」という狭義の基準に合致する人びとだけに制限する。この基準は、個人や状況によって変わりうるとても主観的なものである。法的書類なしにすすんで移住し、密輸業者に援助された人びとは、より広義の文脈や

⁴ Bhabha, Jacqueline (March 2005) Trafficking, Smuggling, and Human Rights

⁵ Gallagher, Anne (January 2002) Trafficking, smuggling and human rights: tricks and treaties, Forced Migration Review, Issue 12, pp.25-28

受け入れ国での人身売買の経験を考慮されることなしに、しばしば非正規移住者として分類される。法的措置のもとで彼ら彼女らは「グレーゾーン」に置かれ、より悪い場合は処罰の対象とされる。犯罪被害者である人身売買された人びとでも、単純に密入国者、入国管理法の違反者として扱われる。彼らは拘禁され、国外追放されるのである⁶。

亡命と非正規移住

非正規移住に関する幅広い議論から亡命を切り離すことは重要である。難民申請者や難民が密輸業者を頼みとすることもあり得、また、初回の移動に失敗した後、非正規な形で移動することもある。もし彼らの申請が却下されたら難民申請者は行った先の国で非正規移住者になるかもしれない。しかしそういった人びとがその国に留まるのは、祖国に戻る事が不可能、もしくは、その意思がないからである。結局彼ら彼女らはインフォーマル経済で働くことになり、それは他者に搾取される危険にその身をさらし、人身売買の被害者にすらなるのである。同時に、国際的な保護を必要としない人びとが一時的、または恒久的に外国に滞在する目的で、亡命という手続きを頼みとすることもある。この種の収束の結果、メディアや世論において非正規移住者、難民申請者、難民との間の一線と、出入国管理と難民保護の区別はますます曖昧になってしまった⁷。

収容施設での難民申請者と非正規移住者

難民申請者と非正規移住者の状況をみたとき、欧州その他世界の先進地域の入国管理収容施設での生活水準は、国際人権基準に達しておらず、被収容者に適切な法的支援や保健サービスを提供し尊厳を持って扱うという点から問題があると言わざるをえない。たとえば、英国では、収容中の難民申請者や非正規移住者から、収容所の職員から人種差別的・侮辱的な言葉を浴びせられるなど言語的虐待、非人間的な扱いや攻撃を受けたという訴えがなされている。収容される際に護送会社や収容所の者に怪我をさせられた、前もって何の知らせもなく夜のうちに別の収容所に移された、車の後部座席に何時間も閉じ込められた、といった被収容者からの報告もある⁸。

英国ではさらに、被収容者が病気にもかかわらず適切な医療措置を受けられていないケースの報告が寄せられている。通訳者が十分にいないため、自分の意思をきちんと伝えることができない被収容者もいる。外部の副次的保健サービスへのアクセスは保障されていないことが多い。被収容者の支援活動を行なっている政策提言団体からの報告によると、精神保健サービスの質が良いことはまれで、専門的な精神保健サービスを紹介される場合は限られている上に一貫性がない。その上、被収容女性が妊娠している場合には栄養が行き届かず医療的ケアも十分になされず、胎児の健康だけでなく自らの心身の健康を損ねることにもなりかねない⁹。

人身売買と正規移住

すべての人身売買を組織化された移民犯罪として対処することはできない。なぜなら人びと

⁶ Bhabha, Jacqueline (March 2005) Trafficking, Smuggling, and Human Rights and Anti-Slavery International (2003) The migration-trafficking nexus: combating trafficking through the protection of migrants' human rights, p.3 and Asia Regional Cooperation to Prevent People Trafficking (2003) Gender, Human Trafficking, and the Criminal Justice System in Cambodia, pp.16-17

⁷ Global Commission on International Migration (2005) Irregular migration, state security and human security, p.6 and IMISCOE (2007) Inside Perspectives on the Process of Human smuggling, p.5

⁸ Amnesty International (June 2005) United Kingdom. Seeking asylum is not a crime: detention of people who have sought asylum

⁹ Bail for Immigration Detainees (May 2005) Fit to be detained? Challenging the detention of asylum seekers and migrants with health needs; Bail for Immigration Detainees, Maternity Alliance, the London Detainee Support Group (September 2002) A Crying Shame: pregnant asylum seekers and their babies in detention; and Independent Asylum Commission Information Centre about Asylum and Refugees (2007) Detention of asylum seekers in the UK

は正規の移住ルートを通して人身売買されるからである。たとえば看護師、農業労働者、家事労働者の場合、人びとは正規のビザをもって入国したが、その後、最もよくあるケースとして書類を取り上げられるか借金によって束縛されて、強制労働に従事させられた、という記録がある。同様に、欧州連合（EU）特にその西部には人身売買された人びとが多数存在している。彼らは中欧や東欧のEU加盟国から来ているか、EUのパスポートを所有しているのである（たとえば性的搾取に遭っているリトアニア人）¹⁰。焦点は非正規移住者に当てられ、人身売買された正規移住者の状況はしばしば見過ごされる。

正規の移住と人身売買とを明確に区別するのは困難である。一般的に、移動や流動性は人身売買と正規移住の共通の要素であるが、強制・搾取・虐待の有無、そして生き方の選択肢に対するコントロール（もしくは主体性）を失っていないか、が決定要因と考えられるであろう。これらの要素が存在しなければその人の移動は正規移住であり、これらの要素のいくつかもしくはすべてが存在していれば人身売買である。移動の本質とは関係なく、搾取や権利侵害が存在していれば結果的に人身売買なのだ。人びとは正規から非正規に、もしくはその逆の形態に移行し続けるので、2つの現象はさらに複雑化している。したがって、この2つの概念の相違について一般的に定義づけることは誤った結果を導きかねない¹¹。

結論と提言

非正規移住と正規移住、移住者密輸と人身売買、非正規移住と亡命の関連性は微妙なものである。移住政策は、異なる移住形態に含まれる問題の相互関連性と複雑さ、また、これらの異なる形態間に存在する「グレーゾーン」に対応できていない。その結果として移住者の権利は侵害されている。これらの問題を一緒に検討し、移住政策と移住戦略の中で「グレーゾーン」を考慮することが必要である。政策立案の際には、初めに移住者が移住する決心をした状況やどのように状況が展開したかを看過すべきではない。

移住者密輸と人身売買の概念、抑圧と同意との関連性をさらに具体化する必要がある。また、国家は、移住者の地位は空間の移動や時間の経過とともに変容することを認識するべきである。たとえば、密入国させられた移住者は移住の途中で人身売買の被害者になることもあり、その場合彼ら彼女らは人身売買の被害者として保護を受けなければならない。人身売買の被害者の定義を広義に解釈することも必要である。人身売買に対する対応は、組織化された移民犯罪よりも広い見地からなされなければならない。さもなければ、多くの人身売買された人びとは認識も支援もされないだろう。すべての人身売買の側面を盛り込むために、人身売買の搾取的性質に焦点をあてる必要がある。

さらに、正規の経路を経て、正規のビザをもって移住する人身売買の被害者の保護に十分な注意が払われるべきである。これらのグループはしばしば見落とされている。

最後に、入り混じった移住者の一部で他の移住者と区別されることが困難な難民申請者と難民が、必要な保護と権利を失わないようにすることも重要である。また、難民申請者の収容は避けなければならない。収容された場合には少なくとも、難民申請者も非正規移住者もともに、収容所でまともに扱われ、健康維持のため必要な治療を受けられるようにするべきである。

¹⁰ Anti-Slavery International (2006) Anti-Slavery International's views on Tackling Human Trafficking - Consultation on proposals for a UK action plan

¹¹ Hague, Shahidul (2005) Ambiguities and confusions in the migration-trafficking nexus: a development challenge, p.5

1.2. 「自然移住」と選択的な移住規制、移住と労働市場

グローバル化の過程は、世界を変容させた。それは大きな富を生み出し、何百万の人びとを貧困から引上げた。しかし、グローバル化の影響は不均一であり、世界中のさまざまな地域において、人びとが享受する人間の安全保障の水準、ならびに生活水準における格差の広がりが見受けられる。多くの途上国は、高い人口成長率への対応に苦しんでおり、数百万人の人びとに十分な職を提供できずにいる。途上国の多くの人びとが、賃金や労働条件が規制されていない経済の非公式セクターで働いている。そのうえ、多くの人びとが、未熟な統治、人間の安全保障の水準の低さ、汚職、権威主義、人権侵害や武装衝突によって特徴づけられる国に住み続けている。これらの人びとは、戦争や経済危機、気候変動に苦しんでいる。

これらの状況を鑑みると、途上国の多くの人びとが、他の場所で新たな雇用機会とより良い生活を探しているというのは驚くべきことではない。そのことを「プッシュ要因（訳注：途上国の人びとを国外移住へ駆り立てる要因）」と呼ぶことができる。発展途上地域の中で移動を続ける人びとが多くいる一方で、世界のより裕福な国家、特に G8 に加入する国々で仕事を見つけるために移住する人びとの割合は増加している。

他方で、先進国には、移住を促進する多くの「プル要因」がある。所得が低い経済圏から高い経済圏に移動する移住者は、しばしば自国で得られる所得よりもはるかに高い所得を得ることができる。そして移住者の労働力に対する需要は強い。低い所得と厳しい条件下で働くつもりのある柔軟な労働力は、熟練労働者同様に必要とされる。長期的視野としても、西側の企業にとって、必要とされる労働力を自国の労働市場から確保するのは難しくなるだろう。さらに、世界の最も裕福な社会の多くにおいて出生率は低くかつ低下し続けており、それにより人口はますます減少し、高齢化している。移住者は、経済の生産性を維持し、年金や社会保障制度を持続させ、高齢者介護を提供するのに役立つ。先進国もまた、市場の変動、政治危機、武装衝突、その他の危険から移住者を守ることができる。これらもまた重要な「プル」要素となっている。

アクセスの制限と選択的な移住規制

ある国から別の国に移動するとき、人びとは幅広い公的圧力に直面する。外国人の自国への労働市場参入を促進すると、市民の労働機会を減らし、世論を逆なでし、選挙での支持を失うのではないかと、先進国政府が懸念することはよくある。実際、多くの社会で、他の国や文化から人びとがやってくることに對して市民は懸念を表明しており、またメディアは移住者や移住について報道するが、その多くはこの問題の扇情的で否定的な側面に焦点をあてる。結果として、政府は入国における障壁を強化するよう圧力を受けている。

もちろん、政府はすべての移住者に対して、門戸を完全に閉めているわけではない。先進欧州諸国やアメリカ・オーストラリア・日本は、熟練労働者に対しては、労働移住のプログラムを用意している^{**}。IT技術者、執行役員、マネージャー、その他の高い技能を持つ人びとは、より柔軟な入国・滞在規定、長期滞在や永住へのより容易な移行、配偶者の労働権、転職、または雇用の保証なくしての入国を以前よりもますます享受している。選択的な移住政策は、先進国において共通の傾向である。例えば、オーストラリアやカナダの「ポイントシステム」、アメリカの「グリーンカード」がその例としてあげられる。欧州委員会は、EUに技術をもった移住

^{**} 熟練労働者とは、マネージャー、プロフェッショナル、セミプロ、技術者など、長期間の正式なトレーニングを受けている労働者を指す。

者を誘致するため「ブルーカード」計画を展開している¹²。

先進国政府が選択的な移住政策をとるのには多くの理由がある。1つは、先進国、とりわけヨーロッパの社会保障制度の発達した国家における、非熟練労働者または低熟練労働者によって引き起こされる福祉負担の可能性への懸念であり、彼/彼女らが正味受益者になるであろうという、すなわち彼/彼女らは滞在国で過ごす間自らが享受する福祉より低い税金しか納めないであろうという、恐れである。さらに、外国人と自国人の間での職をめぐる競争と、結果として自国の低熟練労働者の職が失われる事に対する懸念がある。代わりに、適当な技術者の世界的不足に直面している経済において、高付加価値・知識集約的な部門におけるポジションを埋める熟練移住者の需要は増大している。高水準の教育を受けた移住者が、大幅な正味貢献者になるだろうと期待されている。また、未熟練移住者の流入は全体の福利を下げるものと想定されている。これに対して、熟練労働者の移住の数は少なく懸念も少ない。西欧諸国も、EUの東方拡大によって、選択的な移住政策を正当化している。EUは、低熟練で、EUのより豊かな地域への移住に強い動機をもつ人びとがいる、比較的貧しいEU新規参入国に対して、進行的に門戸を開いてきており、その結果、低熟練の移住者が増大した。そのため、拡大するEU国境の外側からの低熟練労働者の移住を制限する圧力は強まっている。

正規移住機会の不足、増加する非正規移住と人間の不安全の問題

選択的な移住政策の結果、低熟練者の開発途上国から先進国への正規移住の機会が不足減少している。正規移住の機会が不足している状況下では、非正規移住が増加する。出身国における、雇用やその他の生計手段の不足は、人びとに海外で就労機会を求めさせ、それがもし正規的な方法でできないのならば、人びとは非正規の移住を選択し、最悪の場合人身売買にさらされやすくなる。

さらに、多くの先進国も、とくに未熟練労働者や低熟練の自国民の失業問題に対処しなくてはならないにもかかわらず、廉価で柔軟な外国人労働者への需要はいずれにせよ存在し続けている。そして、需要と供給がある時、自然移住を止めることはできない。移住者の人権に関する国連特別報告者が指摘したように、「移住は合理的で道理にかなった行為であり、人びとは機会のある場所やより良い生活ができる場所に移動するものである。またそれは本来的に国際的な問題である。そして、『自然移住』を制限するため一方的手段に頼る政策は、どのようなものであっても、決して成功はしないであろう¹³」。単に国境を閉鎖したり警備したりすることは、効果的な方法でも、まして決して適切な解決法でもない。先進国では、非正規移住を阻止するために注意を払い、相当な資金を投入しているが、成果は限定的である。他方で、先進国の非正規移住を阻止しようとする試みを評価するにおいては注意が必要である。公式には非正規移住への反对方針を表明していても、いくつかの先進国は、非正規移住者の雇用を部分的に看過することによって、必要な労働力の一部を補ってきた¹⁴。

選択的な移住政策の追求は、熟練労働者の移住に対してのみ便益を与える一方で、正式に登録されていない移住者の、人間の不安全を悪化させている。非正規の方法により移動している移住者達は、移動中に複合的な危険に曝されることが多く、非正規移住を防止しようとする（政府の）努力はそのような移住者たちをさらに脅かしている。貨物箱の中での窒息死や、海

¹² Cendrowicz, Leo (24 October 2007) A Green Light for Europe's Blue Card, Time

¹³ Special Rapporteur of the Commission on Human Rights on the human rights of migrants (September 14, 2006) Press release "We have been excluded from the High Level Dialogue"

¹⁴ Global Commission on International Migration (2005) Migration in an interconnected world: New directions for action. Report of the Global Commission on International Migration

での溺死、飛行機の着陸装置の中での凍死、そして移動中のレイプおよび性的虐待等について、多くの報告がある。

人間の不安全は、特に人身売買の事例において大きな問題となっている。人間の不安全は、人身売買業者、(人身売買の)被害者の雇用者やその顧客だけによってもたらされるのではなく、国家によっても引き起こされる。人身売買の被害者は、正式な登録のない状態で売買されたため、常に入国管理当局によって本国に送還される恐怖の下に生きている。民間部門への国家の介入は、犯罪組織への罰則や管理に限定されてしまうことが多い。国家の国際的犯罪組織に対する闘いにおいて、労働者の不安全は、絶え間ない監視と、犯罪の被害者を犯罪者と混同し、しばしば犯罪者自身のように扱う懲罰的なキャンペーンによって引き起こされる。犯罪者が逮捕されるよりも被害者が逮捕されることの方が多い。

さらに、非正規移住者は、受け入れ国の労働市場において、深刻な搾取にさらされることになる。非正規移住者の場合、基本的人権すら保証されず、数多くの人権侵害 死や奴隷状態、深刻な搾取 が生じることになる。

結論

人びとは、非正規に、他の選択肢が無いと感じて移住するのではなく、自らの意志に基づき安全で合法的な方法で移住するべきである。しかし、現在のグローバル化された世界において、多くの人びとが非正規の方法を通して移住することを選んでいく。なぜなら、先進国には労働力需要が存在するにも関わらず、正規のルートでの移住は非常に限られた可能性しかないからである。このような移住ルートが、先進国の一般大衆の中に非正規移住者に対する非常にネガティブなイメージを作り出している。しかし、私たちは、すべてを非正規移住者のせいにすることは公平ではないということを強調したい。非正規移住は、受入国側の、このような労働力への需要と受け入れによってもたらされている構造的な問題である。非正規移住の問題への解決策は、まず何よりも、開発途上国への援助の十分な供給と効果的な配分、そして、単純に国境を取締り非正規移住者を罰しようとするよりもむしろ、より多くの正規の移住プログラムを創り出すことにある。

実際に、移住者送り出し国における政治的・経済的安定を促進することは、入国障壁よりも効果的である可能性がある。開発途上国への援助は、途上国からの非正規移住と頭脳流出を食い止めるために最も有効なのだ。それゆえ、途上国への支援(政府開発援助、ODA)は、少なくとも国連が推奨するGNIの0.7%まで増額されるべきである。この援助は途上国の状況を改善することに向けられ、それにより移住の動機を減らすだろう。これまでのところ、GNIの0.7%という国連の目標に達し、あるいは超えた国は、スウェーデン、ルクセンブルク、ノルウェー、オランダ、デンマークであり、遺憾なことに、G8諸国は1国も入っていない。例えば、2006年のアメリカのODA/GNI比率はわずか0.17%であり、イタリアは0.20%、日本は0.25%、カナダは0.3%、ドイツは0.36%、フランスは0.47%、イギリスは0.52%であった¹⁵。

移住は世界的現象になっており、それは受入国政府が制御、追放したいと考えたところで消えるものではない。歴史を通してそうであったように、経済格差が存在しつづける限り、人はよりよい環境を求めて移動するものである。いまや、必ず非生産的となる局所的対応ではなく、問題への包括的または全体的な取り組みが必要とされている。政府は政策的スローガンから抜

¹⁵ Global Policy Forum (April 3, 2007)より。OECD諸国からの開発援助額は2006年には5.1%に低下した。

け出し、世界的な貧困の抑制に向けて、実効的なプログラムを行うべきである。つい先日までは「2000年までに、すべての人に健康を」、現在では「ミレニアム開発目標」が叫ばれているが、必須となる政治的意思が欠けているために、未だ幻想のままである。

さらに、先進国は特に非熟練・低熟練労働者に、より多くの正規移住の機会を提供しなければならない。また、外国人労働者の雇用に際して、明確で透明性の高い基準を打ち立てる必要がある。2007年の「移住と開発に関する世界フォーラム」は、移住者の受け入れ国と出身国に、新たな一時的移住労働プログラムの創設に関して対話を開始するよう求め、個人があらかじめ同意された条件と決まった期間で、受入国で働くことができるようにするよう提案した。フォーラムでは、非熟練・低熟練労働者のための一時的移住プログラムの機会が、少なくとも一部の移住者に対する門戸の開放と、移住者労働者の需給合致の達成度向上を可能にし、これによって、非正規移住者の流れが減少すると主張された。

これは適切な提案であるが、多くの市民団体から指摘されているように、国際社会が、『自然移住』に関わるすべての人びとの権利・安全・生活向上を考慮せずに、ただ国際的移住者の受け入れ国と送り出し国の相互発展の促進のみを目指した国際政策をつくることは防がなければならない。G8諸国を含む移住者の目的国は、ディアスポラ・コミュニティの安全と福利厚生に全面的な責任を持ち、移住者を自由貿易市場における商品もしくは負債として扱うのではなく、人間として、また性と生殖に関する権利・教育と発展の権利を含む基本的人権を持った存在として扱うべきである。移住者の子どもたちはいかなる種類の差別の対象にもなってはならず、安全と繁栄を求めて移住した国における完全な構成員として認められなければならない。

すべての移住者はその基本的人権を行使し、また受け入れ国の最低労働基準以上の条件を享受できなければならない。先進国は、登録された労働者だけでなく、その国家管轄権内にいる未登録労働者や非正規就労者、ならびにその家族に対しても保護を与え、人身売買や移住者密輸の被害者には罰ではなく支援を与えるべきである。これに関して、今日でさえG8諸国の中にも不十分な人身売買対策しか講じていない国があることは注記に値する。例えば、アメリカの国務省の最新の年次報告書によると、日本-2008年のG8サミット会合の主催国-とロシアは「第2段目」にランクされている。すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約(ICRMW)は、国際連合のすべての加盟国に遅滞なく批准されるべきである。特に未登録状態の、移住者女性とその子どもたちは、平等な立場で、人種差別撤廃条約(ICERD)、子どもの権利条約(CRC)、そして関連するすべてのILO条約に定められたあらゆる権利と自由を保障されるべきである。

1.3. 移住とジェンダー

移住の女性化と「グレーゾーン」

現在の移住の女性化の傾向は、70年代に開発途上国が組織的に「労働力の輸出」を推進したころから顕著になった。その労働力とは、家事労働者とエンターテイナー（一般にセックスワーカー・売春婦の婉曲表現）という2種類のケア・ワーカーである。この潮流の背景には、産業化された諸国では女性の地位が高く当該国で性産業に従事する女性が相対的に少ないこと、また、家庭の外で仕事をする女性が多いことから、家事従事者やエンターテイナーに対する需要が高まってきたことがある、と言えるかもしれない。近年、高齢者人口の増加にともなって「北」側諸国で医療介護制度の民営化が進み、福祉国家が衰退しつつあるが、それにともない、海外のケア・ワーカーのカテゴリーも拡大し、介護士や補助看護師、看護師も含まれるようになった。フィリピンなどの国々から、いわゆる「終身移住労働者」を受け入れることは、特別なことではない。これは、労働者が海外での短期労働契約によって縛られていることを意味しているだけであり、彼/彼女たちは最終的に15年から20年もの長きにわたって海外で働かなければならない。場合によっては、合法的に採用された移住労働者が、海外にいるあいだに、より合法性の低い雇用形態に移行することもある。

別の移住形態も存在し、非常に多くの女性が「グレーゾーン」と呼ばれる状態に置かれている。教育のグローバル化にともない、より多くの「南」側諸国の中産階級の若い女性が就学のために海外に移住するようになったが、彼/彼女たちは海外の学校にいる間、パートタイムの仕事につくことが多い。また、民間企業は、受け入れ国の移民法や労働法の裏をかくことのできる「実地研修」のような慣行を導入して、ますます移動する傾向にある人びとにつけこんでいる。アジアその他の紛争地では、避難民となった女性や子どもが国境を越えることは、ごく普通のこととなっている。

このようなあらゆる移住の動機や形態を通して、仲介業者の巨大なネットワークが築かれつつある。その多くは、すでに貧しく無力な移住者からカネを搾り取る、違法なリクルーターや人身売買業者である。合法的な仲介業者でも、違法な活動にかかわっている場合がある。必死な被害女性たちにつけこんで食べ物にする、完全に非合法的な仲介業者も存在する。移住女性たちが身体的および性的虐待を受けたり奴隷状態におかれていたりすることが知られている。

自国の経済状態のもとではそれ相応の仕事を見つけることができない「南」の一般的な女性にとって、海外での仕事で高収入を得る途を探ることは、一連の生計戦略の一部をなす。海外に行くということはまた、経済的な不安定のみならず、政治的また社会的にも不安定で、かつ文化的服従を強いられている場所から脱出し、安全を得るための手段とみなされることもある。さらに、受け入れ国では移住や労働を強く規制する政策がとられているため、女性移住労働者は生き抜くために「グレーゾーン」に入ることを強いられている。政策上、行なわれてきた「良い」移住者と「悪い」移住者との区分は、移民を理解しようとする学術上の試みにも浸透してきているが、そうした区分によって移住者は分断され、より脆弱な立場に追いやられる事態となっている。

市場原理と個人主義が経済や政治的・社会的・文化的思考を支配する新自由主義に基づく統

治システムは、移住者をばらばらにし、無力化し、不利な立場に追いやる。グローバルな統治のしくみが、人間安全保障と個人の権利という原理を認め調和させることで諸国民のつながりを承認したものにならない限り、移住労働者は、「合法的」な空間にいようがいわゆる「グレーゾーン」にいようが、搾取的なからくりや手続きに翻弄され続けるであろう。

「グレーゾーン」に陥った女性移住者の不安全

非正規移住者は「グレーゾーン」に生きているわけだが、そこにいる多くの非正規移住女性の人権と安全は、国際社会から忘れられているわけではない。1990年代以降、特にG8首脳に代表される先進工業国に支えられて、国際的取り組みがなされてきた。移住者の受け入れ国であるこうした国々は、グローバル・ガバナンスを遂行し、人身売買と移住者密輸を撲滅すべく国際的な取り組みを組織している。過去数回のG8首脳会合で話し合われた後、この問題は国連機構が取り上げ、結果として国際的な法的枠組みが形成された。それが「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」であり、そこに人身売買に関する議定書が付属している。この枠組みはまた、アメリカ合衆国が人身売買撲滅の国家的政策を採ったことで補強された。米国は、毎年各国政府の人身売買に対する取り組みを評価し3段階に分類した年次報告書を発行するようになったのである。そうした対策は、どんなに立派なものだったとしても、人身売買のプロモーターを罰することに焦点を当て、被害者の権利は最低限しか保障しようとしてこなかった。国民の安全が脅かされない限り行動をしない国家政府は、被害者が「グレーゾーン」の中で経験する慢性的な不安全状態に対する処置をし損ねてきた。人身売買被害者のケースは、国際社会の注目を集めた深刻な問題だったが、それへの対応は不十分にしかされず、被害者の人間の不安全は完全には除去されていない。

2007年版世界銀行報告書は、国境を越えた人身売買の被害者数は、年間およそ60万から70万に上ると推計している¹⁶。アメリカ合衆国政府の2006年の調査は、越境で取引される女性や子どもを80万人と推定している¹⁷。大多数の被害者は女性である。2001年から2005年にかけて、女性は被害者全体の81パーセントを占め、そのうち71パーセントが14歳～25歳であった。少女たちのほとんどは個人的に勧誘されるか、メディアの広告を見ていた。厳密な統計は存在しないが、年間に約7万人の南アジアや東南アジアの女性や子どもが、人身売買の被害者になっていると推定されている。約5万人もの女性や少女が、性的搾取の目的でアメリカ合衆国に連れていかれる。

日本におけるフィリピン女性エンターテイナーの事例

日本にエンターテイナーとして移住するフィリピン人女性の例は、人身売買被害者の女性が経験する人間の不安全がどのようなものか、だいたいの見当を示してくれる。人身売買された女性たちは、受け入れ国の性産業で搾取されるという、似たような経験をやるからである。

日本にエンターテイナーとして移住するフィリピン女性の数は、1970年代後半から増加した。この潮流は、世界経済のグローバル化にともなう移住の女性化による。フィリピン人女性たちは「エンターテイナー」として日本で働き、稼ぎを故郷の家族に送金していた。実際のところ、彼/彼女たちの送金はフィリピン経済を支えるうえで重要な役割を果たしていた。1人のフィリピン人移住労働者が5人の同国人の生活を支えているといわれ、国の総人口の約40パーセント

¹⁶ World Bank (2007) The World Bank Annual Report 2007

¹⁷ US Department of State (2006) Trafficking in Persons Report, p.6

の人びとが、彼/彼女らの送金の恩恵を受けているとみられている¹⁸。

海外で働く移住労働者を支援し外貨と外国の技術を獲得するために、フィリピン政府は海外雇用庁(OEA)を1982年に設立した。移住労働者による送金はフィリピンにおける主要な外貨獲得源となっている。フィリピンは1998年のアジア金融危機の影響を受けたが、その際、数多くの零細企業が倒産し、失業者を出した。移住はひとつのはげ口となり、約76万人の移住労働者が76億米ドルを祖国に送金した。この数字は国家の歴史上最大であり、国家としての外貨収入全体の16パーセントを占めた。これは当時の、2000をわずかに上回る国内雇用機会増加率に比べて3倍にもなった。

滞日フィリピン人移住労働者はこの全体的な流れに貢献し、2001年1月から9月までの期間の送金額は28万9463米ドル、2002年の同期間には35万4978米ドルへと増加した。この総額はフィリピンの移住労働者による送金の中で、アメリカ合衆国からの65万4631米ドル、サウジアラビアからの44万2336米ドルに続く3番目に位置する。日本からの送金額に続くのは、香港、英国、シンガポールからのものとなっている¹⁹。

2006年に人身売買に関する国連特別報告者のシグマ・フーダさんは、フィリピン女性は興行ビザによって合法的に芸能人として働く目的で日本に入国するが、ブローカーに約束と違う場所で働かされ、人身売買されたと気づく、と報告した。それでも、こうした女性たちは出入国管理法違反や無効な入国書類の保持といったいろいろな理由で、人身売買された女性として本国に送還された。フィリピン人エンターテイナーは明らかに、国連人身売買禁止議定書の定義に基づく人身売買の被害者である。なぜなら彼/彼女たちは、ブローカーにだまされ、多くの場合いわゆる借金を返すためだとして、契約に反して性産業で違法な性労働を強いられ、性的・商業的に搾取されているからである。

女性移住者の性と生殖に関する権利と安全

一般に、搾取的移住の被害者は生物学的生殖機能と世話の必要性における不安全を内在させている。これは、多くの人身売買被害女性や子どもが経験する不安全の重要な側面である。国連人権理事会とその前身である人権委員会に代表される国際人権コミュニティは、この側面を見落としてきた。国連人権委員会は人身売買された女性や子どもへの人権侵害を長年懸念してきた。ところが同委員会は、人身売買被害者の生物学的な生殖に関する権利を見落としているみのばかりか、その子どもたちの権利についても見落としている。

JFC(日比国際児)たちの苦難と支援運動

日本にいるフィリピン人エンターテイナーの女性たちの場合、当事者の不安全がどこから来ているかといえば、多くの女性たちが客などの日本人男性と性的関係をもち、ある場合には正式に結婚し、彼らの子どもを生んでいるという事実由来する。女性たちの不安全は、自分自身と自分の子どもが法的に保護されていないために増大する。子どもたちは日比「混血」児(JFC)として差別される。父親が親としての扶養義務を果たさないことが多いために、JFCたちはいっそう苦しむことになる。JFCたちは国家による保護がなされず、社会からの差別される対象となっている。

¹⁸ 佐竹眞明(2006)『フィリピン 日本国際結婚 移住と多文化共生』めこん、p.25

¹⁹ 前掲書p.27

こうしたことから JFC の問題は非常に深刻なものとなり、今やフィリピンと日本の双方の市民運動において、JFC を支援しケアする活動がみられるようになった。両国の NGO と政治家のあいだの協力が 1993 年に始まり、それ以来、共同で日本人の父親を探し、パートナーや子どもたちへの責任を認識してもらう活動へと発展している。かなりの数の訴訟が起こされて勝訴を勝ち取ったが、さらに多くの訴えが後に続いている。現在、両国の NGO が、(元)エンターテイナーたちが法廷で証言するため日本に戻るようにするための法的支援や資金集めを行なっている。フィリピン政府はこの問題に注目し、日本との国家間交渉の問題にするまでになった。

しかしながら、この問題は、主に私法上の問題もしくは国家間の人道上の協力の問題として取り上げられ、搾取的移住の被害者の性と生殖への権利や社会経済的安全とつなげて考えられることはない。適切な法体制を打ち立てるには、この搾取的移住という側面を視野に入れることが不可欠である。JFC の事例は特殊なものではない。他の事例が見過ごされているのは、搾取的移住としての側面が見えなくさせられているからである。人身売買された女性と子どもについて、タイと日本の双方の政府や市民社会で関心が高まっているにもかかわらず、日本人とタイ人のあいだに生まれた子どもたちが支援を受けられずにいるケースは多い。そうした女性や子どもたちの性と生殖への権利や社会経済的安全はまったく無視されている。他の地域においても同様の事例が存在する可能性は十分にある。

ここで認識することが重要なのは、こうした形の不安全が、彼ら彼女らが出身国と搾取を受けている国の双方において、福祉その他のケアにまつわる諸制度から排除されたことから来る直接の帰結だ、ということである。加えて、この人びとは市民的権利をまったく持たない「不法移民」として扱われることが多く、送り出し国と受け入れ国の双方の社会から拒否されている。その子どもたちは社会的スティグマと人種的偏見に苦しんでいる。

1.4. 移住とカースト差別を含む人種主義

一般的分析と横断的課題

開発途上国からの移住労働者たちが、人種やカースト（職業や世系）を理由にした深刻な差別に直面することはよく起こる。こういった状況は、アフリカや南アメリカでも同様に見られるが、ここでは、この重大な問題について、より明確に、また事実に基づいた報告をするために、南アジアでの典型的なある事例を例にとることとする。ネパールでのこの事例は、世界のほかの地域にも存在する深刻な問題をよく表している。そして、以下に述べるようなことが、多少の違いはあるにしても、ほかの開発途上国においても同じように起こっているのである。

ネパールでは、カーストとジェンダー差別が移住労働の過程と結果において大きな影響をもたらしている。移住労働そのものはネパールにおいて受容されているが、受容の程度は均一ではない。ネパール社会の移住労働者の受容と見方は、階級、カースト、ジェンダー、就業している仕事の種類で変化する。高い階級とカースト出身（先住民とジャンジャティスを含む）の移住労働者、男性移住労働者、セキュリティ・セクターで働いている移住労働者、その他のホワイト・カラーの移住労働者（最初の移住労働はイギリス軍への募集から始まった）は、社会的に認められており、上流階級の移住労働者とされている（このセクターにはカーストによる区分はなく、移住労働者がどのような仕事をしているかによって区分がなされる）。一方で、異なる賃金収入の仕事（農業やインフォーマルセクターでの仕事は一般的に下層階級や下層カーストの人びとが従事している）をしている移住労働者は一般よりも下層の階級とみなされる。女性の移住労働はさらにひどい状況にある。女性移住労働者の多くは劣悪な労働が売春に従事していると考えられている。下層階級と下層カースト、女性移住労働者に関するこうした偏見のため、下層階級や下層カースト出身、もしくは女性移住労働者は闇ルートを使って搾取的形態の移住を選ばざるをえなくなっている。そのため、多くが搾取的形態の仕事に就くか、人身売買されてしまうこととなる。

ネパールではカースト差別が広範に見られる。政府による差別禁止の法的努力にもかかわらず、国の人口 15%にあたる人びとの状況は変わっていない。さまざまな政党の指導者たちに埋め込まれている強力な封建的価値のために、政党員の態度や、ダリットに対する偏見を変えることができないでいる。政党のマニフェストではダリットに対する差別は人権侵害であるとし、ほとんどの政党が基本的にはこの慣習の撤廃を表明してきたが、実際にはそうではない。このため、ダリットは今でも社会、経済、政治における意思決定や自治から大きく取り残されているのである。

この慣習はダリット全体、特にダリットの女性に影響している。程度は同じではないが、同様の現象は先住民に対しても見られる。ダリット内部でもカースト差別があるのはさらにひどいといしかいいようがない。ダリットは数カーストに分かれており、最下層のドム、チャーマー、ポド（Dom, chamar, Pode）といった人びとはひどく差別されている。テライ・ダリットは丘陵出身のダリットよりも差別されている。ダリットにおける階級差の問題も無視できない。上流、上部中流階級出身のダリットは、下層階級のダリットよりは差別されず、より特権にあずかっている。

三重、四重の差別に苦しめられて、下層階級と下層カースト出身のダリットは生きていく上で異なる形のリスクにさらされている。それは彼/彼女たちの移住のパターンや、移住者の中で搾取されている移住者の数でわかるだろう。

ネパールにおける移住

移住はネパールでは新しい現象ではない。歴史的にネパール人は、生活、教育、その他の目的のための1つの選択枝として移住している。仕事とその他の目的のための移住にはさまざまな側面があり、人びとに影響をもたらしている。このセクションでは、生きるための移住について焦点をあてる。ネパールでは、仕事のための海外移住が公式に始まったのは、イギリス軍によるグルカ族の募集からである。ネパールは国外の世界に開放的であり、生計をたてるため労働機会が国内で縮小していたことが、移住労働の主要因である。こうした要因以外にも、彼/彼女らが直面せざるをえない差別的慣習を避けるために移住するケースもあるようである。女性も暴力や彼女たちに対する差別的慣習を避ける方策として移住を選ぶのである。

ケーススタディ:

モラン出身のシータ・ネパーリはパリヤ(ダリット仕立屋カースト)・コミュニティの出である。彼女の家はとても貧しく、自分と家族を養うために仕事が必要だった。彼女は自分のコミュニティで働きたかった。彼女は教育がなかったが、料理が上手で、家事が好きである。彼女がダリット出身であるために、料理、洗濯といった家に入る必要がある家政婦として、彼女を雇う家を見つけることができなかった。このため、彼女はインドに移住し、カースト出身であることを隠して(彼女によれば、インドでは誰も彼女のことを知らないから、カースト出身であることを隠せるそうである)家政婦として働かざるを得なくなった。この仕事に就くために、この仕事を探すのを手伝ってくれた人物に、6ヶ月間給与の半分を彼に渡すという契約にサインしなくてはならなかった。彼女の給与は低く、とてもひどい扱いを受けている。主人は彼女をしばしば殴り、食べ物も与えなかった。それにもかかわらず、彼女は家に帰りたくないの、黙って、現実を受け入れていたとのことである。彼女のケースはこうしたケースの氷山の一角である。

昨今の論争:

移住は、今ネパールでは最も議論されているトピックの1つである。しかし、こうした議論は主に、どのようにすれば中東やその他の国に行く移住労働者の安全を守るか、ということが主眼になっている。こうした労働者が差別されていないとか、彼/彼女たちの問題を取り上げる、と言っているのではなく、特に農繁期に毎年ネパールからインドに行く、少なくとも中東等に行く移住労働者の10倍はいる移住労働者にも焦点を当てる必要があるということだ。こうした労働者たちは最も搾取され、侮辱され、危険な状況で生きざるを得ない人びとなのだ。しかしながら、今のところ、これらのことは議論の焦点になっていない。理由としては色々考えられるが、一番大きな理由は農業労働者としてインドに行く人びとの多くが下層階級(人材派遣代理店にお金が払えなかったり、海外移住に必要なチケットが払えない人びと)の出身だったり、テライ・コミュニティ(国の南方)のダリット出身だからである。彼/彼女たちは社会開発や政治運動から取り残され、彼/彼女たちの問題はいまだ取り上げられていない。このことは、カーストと階級に基づく差別は、差別を受ける人びとを最も周縁化し、そのため彼/彼女たちが支援を受けたり、可視化されるのを妨げていることを明らかに示している。

移住の民族的側面

ネパールには 60 もの少数民族と 100 を超える言語があるといわれている。憲法上ヒンドゥ教の王国なので、ヒンドゥでない人びとは少数民族と考えられており²⁰、こうした人びとは貧しく、下層カーストヒンドゥのような扱いを受けている。つまり、ネパールの法律による社会的文化的システムが不利益を被る 2 種類のマイノリティーヒンドゥでない先住民と下層カーストヒンドゥー（ダリット）を作りだしているのである。

ダリットや先住民、少数民族といった人びとの声が政治において表象されることは稀である。ダリットに関して言えば、ダリットである民族がネパールの総人口の 50% であるにもかかわらず政治的表象はほぼ皆無である。

もう 1 つの憂慮すべき状況として挙げられるのは、ネパール南部のテライに住んでいるダリットはネパールに何世紀も住んでいることが十分証明されているにもかかわらず、市民権が与えられていないことである。そのため、こうした人びとは国民としての権利、アイデンティティ、そして開発プロジェクトの恩恵が剥奪されており、生きていくための移住においてより弱い立場に置かれやすく、人身売買される危険性が一層高まるのである。さらに、カースト差別は政府が主導する開発プログラムにさえ見受けられ、下層階級や下層カーストの人びとに多くのプロジェクトの恩恵が行き渡らずにいる。

カースト差別は人種差別の様相をとり、人びとを従属的な社会的立場に追いやり、そうした立場に追いやられる人びとの多くは社会的、経済的、政治的、法的資源に公平にアクセスすることが拒否されている²¹。富と権力は不均衡に配分され、上流カーストの人びとを強力に、下層カーストの人びとを無力にするのである。こうした現象はネパールの文化的慣行として大いに特徴づけられてきた。カースト制度を永続化させる文化的態度はネパールでは人びとが幼少の時から刷り込まれ、教育システムによって強化されるのである²²。

ある事柄を人身売買または搾取的移住労働かどうか判断するには、何世紀にもわたって社会の慣行に組みこまれてきた差別的価値と共に、国家の封建的構造や、階級、カースト、地理的位置による差別、といった事柄を検討する必要がある。こうした価値には、社会に広くいきわたっている封建的構造と、女性や下層階級と下層カーストの人びとを権力者たちの搾取のための肉体と労働力をもったモノのように扱う国家の態度が交差しているのである。生活や国のあらゆる面にわたる人種差別の慣行と、人種差別のジェンダー側面が、女性全体、特にダリットの女性を弱い立場に追いやるのである。人種、ジェンダー、地域、国籍、社会的階級、カースト、年齢、その他の身分、といった何層にも渡る複合的な差別が“二重、三重の周縁化”という状況を作り出すのである²³。

廉価で管理しやすい労働力に対するグローバルな需要が、あらゆる形の移住労働を生み出し、人身売買や搾取的移住を横行させているのである²⁴。ネパールの人身売買の例でいえば、人種、性差別的な労働市場は女性や社会的立場の弱い人びとに、給与や権利の低い仕事を与え、結果として、こうした人びとの声は抑圧され、彼/彼女たちはあらゆる形態の仕事への従事を余儀な

²⁰ UNIFEM 1999

²¹ South Asia Human Rights Documentation Center and Human Rights Documentation Center, Human Rights Feature 43/01, 2001

²² 同上

²³ Coomaraswamy, 2000

²⁴ Anti-Slavery International, The Migration-Trafficking NEXUS: Combating trafficking through the protection of migrant's human rights, 2003,6, quoting UNICEF UK, End Child Exploitation: Stop the Traffic, London 2003

くされ、さらに人身売買の原因となっていくのである²⁵。要因は地理や、民族、家族、個人によって異なる。階級、カースト、ジェンダーによる差別は、一般教育や特殊な技術訓練、健康教育を受ける権利、サービスを受ける権利の拒否、自分の肉体が完全に自分の自由にならずに他人の決定に縛られている、といったさまざまな形で現われるのである。

ジェンダーと人種差別の構造的問題

ジェンダーと人種差別にはさまざまな形があり、さまざまな文脈で起こる。ジェンダーに基づく包括的な暴力は、こうした現象の一例である。ジェンダーに基づく暴力の著しいネパールのような国では、女性が暴力にあう率はかなり高い。カースト差別はヒンドゥー・システムのいわゆる上流カーストの人びととは異なる暴力に、カーストの人びとを巻き込んでいる。女性はジェンダーとカーストによって差別されているので、暴力にあう危険性が倍増する。

社会そのもの、社会的価値や常識、地方行政、政府は上流カーストの人びとによって支配されている。周縁化されたコミュニティの人びとは、当局に汚名を着せられたり、何もしてもらえないことを嫌って、暴力事件を報告したがる。さらに、周縁化されたコミュニティの人びとは、当局の敵意を怖がる²⁶。このため、暴力事件が報告されないのである。暴力にあっている人はさらに弱い立場となり、暴力の悪循環から抜け出せなくなるのである。暴力事件を表沙汰にできない構造が暴力を永続化させ、女性の人権を踏みにじり続けるのである。暴力の加害者を罰さない文化が、こうした人びとを野放図にするのである。

要するに、市場、軍隊、宗教組織、前例、既存の労働基準といった政府以外のさまざまな行為者や、家族や社会といったものがカーストとジェンダーに基づく女性への暴力を永続化させているのである。

結論

人種差別（カースト差別と民族差別）とジェンダー差別が重なり合った影響は、特に世界中の移住労働者、先住民、マイノリティ、周縁化された女性の場合、社会のあらゆる側面で彼女たちの人権に不利益を与えているのである。すべての住民を、差別を受けることのない国家の自由市民として国家が保証していないため、差別を受けている人びとの立場をより悪い方向に追い込んでいるのである。

差別的な移住政策、移住労働者が従事している労働に対する性差別的で、人種差別的な偏見が人身売買とその他の搾取的移住の原因である。人身売買とその他の搾取的移住をなくすには、このような慣行が続いている送り出し国と受け入れ国の双方を含み、こうした問題を分析し、すべての人びとの人権が保障されるよう社会的に公正な行動に踏み出していかなければならない。差別を受けることなく、尊厳をもって生きることはすべての人間の基本的人権である。この権利は関係するすべての政府によって尊重される必要がある。

²⁵ WOREC, "Cross Border Trafficking in Boys," WOREC/ILO/IPEC, Katmandu, 2002

²⁶ Minority Rights Group International, "Working to secure the rights of minorities and indigenous peoples"

第 2 部: 個別の課題領域

2.1. 気候変動と、環境移住者を含む脆弱な人びと

気候変動と脆弱な人びと

今や私たちの地球が、主に人間の活動によって生み出され排出された温室効果ガスの増加のために、温暖化していることは明らかである。「気候変動に関する政府間パネル」の第 4 次評価報告書は以下のように述べている。

- 1) 地球規模での平均気温の上昇や海水温の上昇、広範囲における雪・氷河の溶解や海面の上昇といった諸々の観測からも明らかなように、気候システムの温暖化は明白である。
- 2) 多くの自然システムが、地域的な気候の変動、特にすべての大陸と多くの海洋から得られた観測証拠に基づいた気温の上昇の影響を受けている。
- 3) 適応や非気候的要因のためにその多くは識別が困難ではあるが、自然環境や人間環境における地域的な気候変動の他の影響も現われはじめている²⁷。

気候変動は世界中の人びとにとって生活における基本的要素に影響を及ぼすことになる。たとえば水へのアクセス、食糧生産、健康と環境といったものである。世界が温暖化することによって、数億の人びとが飢餓や水不足、洪水の損害を被ることになりうる²⁸。

人びとは気候変動とその影響でもたらされるものに適応しようと試みているが、先進国と開発途上国との間には 1 つの大きな相違がある。先進国が気候変化の結果に対処し得るような金銭的・技術的・人的資源を有している一方、開発途上国におけるそのような資源はきわめて限られている²⁹。

世界銀行は、サハラ以南のアフリカや東南アジアにおけるような最も貧しい国々や地域は、そのような国が農業のような環境に強く影響されるセクターに依存していることに加えて、地理的位置、少額の収入、制限された産業能力のために、最も早くかつ甚大な損害を被るとの予測を立てている³⁰。

気候変動の結果、洪水や干ばつといった自然災害がより過酷かつ突発的なものとなり、人びと、特に開発途上国の子どもや女性に深刻な損害を与えている。Save the Children UKは 2007 年 4 月に「災害の遺産――気候変動の子どもたちへの影響 2004」を発表したが、そこには、次の 10 年の間に、毎年 1 億 7,500 万人以上の子どもが、気候変動によって生じた類の自然災害の影響を受ける可能性が高いとの報告が出されている³¹。

²⁷ Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) (2007), IPCC Fourth Assessment Report, Climate Change 2007: Synthesis Report, Summary for Policymakers, p.1-2

²⁸ Nicholas Stern (2006) The Economics of Climate Change: The Stern Review, Cambridge University Press, Cambridge, p.xv

²⁹ UNDP (2007) Human Development Report 2007/2008: Fighting climate change: Human solidarity in a divided world, New York, p.171

³⁰ World Bank Group (2008) Towards a strategic framework on climate change and development for the World Bank Group, concept and issues paper (consultation draft), p.1

³¹ Save the Children UK (2007) Legacy of disasters: the Impact of climate change on children, London

極端な場合には、自然災害の影響を受けた人びとは移動することを決断し、そのような人びとの安全保障は移動の間危険な状態に置かれる。たとえば、2005年の東南アジアにおける大洪水のあと、その地域では子どもの人身売買が広く見受けられた。自然災害の結果、人びとは避難を余儀なくされ、分断させられ、人身売買の危険に対して脆弱になった³²。

しかし、たとえ彼らが移動をしなくても、自然災害は人びとをさまざまなリスクに対して脆弱にさせることに留意すべきである。「気候変動に関する政府間パネル」の第4次評価報告書は、以下でいくつか予測されうる影響の例を示している³³。

アフリカでは、2020年までに7,500万から2億5千万人の人びとが、気候変動のために大幅な水不足にさらされうる。2020年までに、雨水使用型農業の収穫高が最大で50%以上減少すると予想される国もある。21世紀の終わりに向けて、予測される海面上昇が人口の多い低海岸地域を襲う。

アジアでは、2050年代までに、新鮮な水の入手可能性は、中央アジア、南アジア、東アジアと東南アジアの特に大きな河の流域で、減少すると予測されている。海岸地域、特に南アジア、東アジアと東南アジアにおける人口過密の大規模デルタ地域は、増水した海—いくつかのデルタ地域においては河の氾濫—のために、重大な危険にさらされる。

正規の方法で生計を立てられなくなった人びとが、人身売買の危険に対してより脆弱になるのは明らかである。

環境と移住者

多くの人びとにとって、たとえ移住時に自らの安全が脅かされたとしても、移住は人間の安全保障を守り維持するために不可欠なものである³⁴。

世界中の移住者の数は、2005年には1億9,100万人と推定され、2000年の1億7,600万人から増加している。この1億9,100万人のうち、世界でざっと3千万人から4千万人が非正規移住者である³⁵。人びとは移住時に人身売買などの危険にさらされやすくなる。すでに2000年に、1,500万人から3千万人の不法移住者の半分以上が密輸業者の助けを借りるかもしくは人身売買業者によって強制的に移住させられたと推定されていた³⁶。人身売買された移住者の数は、今日ではもっと大きくなっているはずだ。

人びとはさまざまな理由で移住することを決める。2007年6月1日、ヨーロッパ基金中央会議で国連難民高等弁務官のアントニオ・グテレス氏は、移住の主な要因として、貧困、気候変動と環境悪化、紛争と迫害、の3つを挙げた³⁷。移住の主要因のひとつに環境変化があることは、今では広く認知されている。

同時に、さまざまな研究がこれまで行なわれ、また現在も実施されている。たとえば国連大学の地球環境変化と人間安全保障研究所 (UNU-EHS)はすでに2年越しのプロジェクト、「環境変

³² UNICEF (2005) Climate change and Children, New York

³³ Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) (2007), IPCC Fourth Assessment Report, Climate Change 2007: Synthesis Report, Summary for Policymakers, p.10

³⁴ Commission on Human Security (2003), Human Security Now: Protecting and Empowering People, United Nations, p.41

³⁵ International Organization for Migration (IOM), Global Estimates and Trends, <http://www.iom.int/jahia/page254.html>

³⁶ Commission on Human Security (2003), Human Security Now: Protecting and Empowering People, United Nations, p.42

³⁷ UNHCR (2007) Remarks of the UN High Commissioner for Refugees, Mr. António Guterres, European Foundation Centre Conference on 1 June 2007

化と強制移住シナリオ(EACH-FOR)」を 2007 年初期に始動させた。このプロジェクトは、環境の悪化や変化、そしてそれらと他のヨーロッパや移住者の出自国の社会的・政治的・経済的現象とのつながりに関連させながら、強制移住の原因を発見し詳細に描き出すことを目的としている³⁸。

「環境難民」という用語を 1970 年代に最初に世に知らしめたのはワールドウォッチ研究所のレスター・ブラウン氏である³⁹。2001 その後エルヒンナーウィー氏の環境難民についての論文（1985 年）をはじめ、この分野でいくつか注目に値する研究が発表された。これまでは、どのように環境難民・移住者を定義するかが主に議論されてきた。環境難民分析の提唱者の 1 人であるオックスフォード大学のノーマン・マイヤー氏は、もし地球温暖化が続くのであれば 2 億人もの人びとが、モンスーンその他の降雨のしくみの混乱や、予測のできない厳しく長い干ばつ、また、沿岸の洪水や海水面の上昇により被害を受けうると主張し、これは、2005 年 10 月 12 日付けの国連大学のプレスリリースで引用されている⁴⁰。

サセックス大学のリチャード・ブラック氏は、明らかな定義がなされていないことから「環境難民」という用語を使うことに批判的な学派の代表的人物である。ブラック氏は、環境は人びとが移住を決意する要因のひとつだと認めてはいるが、「環境難民」が誰なのかの明確な定義がなければ、このカテゴリーに入る人びとが増えていると言うことは容易でないと主張する⁴¹。

こうした議論に基づき、UNU-EHSは、(1) 環境によって動機づけられた移住者、(2) 環境によって移住を強制された移住者、(3) 環境難民、を区別することを提唱した。その定義によると、環境によって動機づけられた移住者は、確実に悪化しつつある環境から逃れるが、避難は一時的でも永久的でもありうる。一方、環境によって強制された移住者は、最悪な状況を避けるため、多くの場合永久的に避難する。また、環境によって強制された移住者と環境難民は、取るべき行動の迅速性によって区別できる、と主張されている⁴²。

現在も議論がされてはいるものの、人びとが移住を決意する際、そこに環境という要因がからんでいるということは、広く受け入れられた共通認識になっているようである。それゆえ、対策をとるにおいては移住者のリスクに注意を払うべきである。人びとが移住する時、また、移住しなくても自然災害の被害を受けた時に、人身売買などの人間の安全保障にかかわるリスクにさらされるからである。

環境難民・環境移民を含む弱者のための適応に向けた課題

私たちは、気候変動という問題に関しては、まず、気候変動の緩和、そして、気候変動への適応、という 2 つの方向から、対応していかななくてはならない。過去の温室効果ガス排出により、今後数十年間、温暖化がさらに進行することは避けられないであろうが、温室効果ガス排出削減により、これ以上温暖化が進行することを防ぐことに努めることは非常に重要である。同時に、私たちは、途上国の弱い立場に置かれた人びとに焦点を合わせた有効な適応策を、緊急に策定しないとイケない。

³⁸ UNU-EHS (2007), Fabrice Renaud, Janos J. Ogard, Olivia Dun, Koko Warner, Control, Adapt or Flee – How to Face Environmental Migration?, Bonn

³⁹ Richard Black (2001) Environmental Refugees: myth or reality? in New Issues in Refugee Research, Working Paper No.34, United Nations High Commission for Refugees, Geneva

⁴⁰ Norman Myers (2005) Environmental Refugees: An Emergent Security Issue, 13th Economic Forum, Prague, 22-23 May 2005 and UNU (2005) Press Release "As Ranks of "Environmental Refugees" Swell worldwide, Calls Grow for Better Definition, Recognition, Support", Tokyo

⁴¹ Richard Black (2001) Environmental Refugees: myth or reality? in New Issues in Refugee Research, Working Paper No.34, United Nations High Commission for Refugees, Geneva

⁴² UNU-EHS (2007), Fabrice Renaud, Janos J. Ogard, Olivia Dun, Koko Warner, Control, Adapt or Flee – How to Face Environmental Migration?, Bonn

UNDP（国連開発計画）は、気候変動による影響は、地理的、社会的に、多様ではあるとしながらも、人間開発に関する5つの危険増大要因を特定している⁴³。

- 1) 農業生産性の低下
- 2) 水の不安全の増大
- 3) 沿岸洪水および異常気象の増加
- 4) 生態系の崩壊
- 5) 健康リスクの増加

UNDPは、途上国にとっての良好な適応のための基礎を以下に要約している。

- 1) 有効な計画立案のための情報
- 2) 環境改善のためのインフラ
- 3) 社会的リスク管理、貧困削減のための保険
- 4) 災害管理のための制度

たとえば、気象データを収集し、気象観測を行なうための人的、物理的機能は、自然災害が原因となり発生するリスクを減少させるために不可欠である。自然災害より人びとを守るためには、水門、沿岸緩衝地域や貯水池といった、インフラを整備することが必要である。雇用プログラム、送金、災害に関連した移転、保険に関連した移転についても、社会的リスク管理と貧困削減のための保険として、対策が講じられなくてはならない。また、洪水や暴風雨のような自然災害が引き起こす被害は、設備が整っている国においては、比較的少ないことから、災害危機管理向上のための制度拡充が必要不可欠である⁴⁴。

適応がうまく行くための基礎として、ジョン・バリーは次の3点を加えることを提唱した⁴⁵。

- 5) 人びとの間の連帯
- 6) 社会経済的・政治的な不平等の度合いが低いこと
- 7) 土地勘の良さ

これらの適応に関する課題を実現するために、私たちは、必要なテクノロジーを開発し、途上国へ移転する必要がある、また、十分な資金源を提供しなければならない。

資金面について、オックスファムは、途上国が気候変動に適応するための費用として、少なくとも毎年500億ドル必要であると試算しており、年間100億から400億ドル必要であるとしている世界銀行の試算金額を、大きく上回っている⁴⁶。

近年、ODA（政府開発援助）総額は減少しているため、民間資金の流動性は、以前にも増して、きわめて重要になっている。世界銀行などいくつかの機関はいくつか具体案を提起し検討している。そうした具体策にはCTDL（通過取引開発税）や天候インデックス保険などがある。

天候インデックス保険スキーム

天候インデックス保険スキームは、もともと民間企業が自らを危険から守る手段として開発したものを、NGOや世界銀行が、自然災害が引き起こすリスクに対処する先進国の農民のため

⁴³ UNDP (2007) Human Development Report 2007/2008: Fighting climate change: Human solidarity in a divided world, New York, p.26-31

⁴⁴ Ibid., p.172-184

⁴⁵ Comments by Dr. John Barry, Reader in Politics, Queen's University Belfast, at the International symposium organized by Chiba University, "Our challenging Agenda 2008, Confronting Ecological Crisis - Linking Environmental Thought to Public Philosophy" on June 15-17, 2008.

⁴⁶ Oxfam International (2007) Adaptation to climate change: what's needed in poor countries, and who should pay, Oxfam Briefing Paper No.104, London, p.3

に修正し試験的に用いたもので、それが結果的にある条件のもとではたいそう効果的なことが判明した。最近、日本の財務省や世界銀行、国連その他の機関は、途上国で自然災害の被害を受ける最も弱い立場の人びとに、このスキームを適用する可能性を探り始めた。

天候インデックス保険は、気温、風速、降雨量等の、天候に関する指標が一定の水準を超えた時に給付が受けられるという保険スキームである。したがって、自然災害と被害との間の因果関係を証明し損害額を算定しなくてはならない従来の災害保険と比較して、支払いがかなり迅速に行なわれる。

世界銀行は最近、インド、マラウィ、ウクライナ、中米、タイにて、パイロットプロジェクトを開発し実施している⁴⁷。マラウィでは、全国小規模農家協会により、パッケージ化された貸付金や指標ベースの少額の保険商品が農民たちに提供されている。銀行と現地金融機関が、保険者であるマラウィ保険協会に天候保険の保険料を支払う。降雨指標に照らして深刻な干ばつが起きた際には、借り手は貸付金の一部のみを返済し、残りは保険者が銀行に直接支払う⁴⁸。

2007年には、JBIC（国際協力銀行）も、天候インデックス保険についての調査研究に関するタスクフォースを立ち上げている。

天候インデックス保険にも当然限界はある。信頼性の高い時系列気象データおよび気象観測に関する優れたモデルが必要である。加えて、自然災害が増加した場合には、保険料はきわめて高くなるであろう。スキームを維持するために一定の公的な財政支援が必要になるかもしれない。

これに関連して、OCHA（国連人道問題調整事務所）人道問題および緊急援助調整担当の事務次長であるジョン・ホルムズ氏は、援助国が保険料の小額を負担することで、異常気象発生時に、弱者の安全を保障する新しい方法を探ることを提案した。

ミュンヘン再保険会社の経理局長であり土地リスク調査部長のピーター・ヘッペ博士は、保険料を、二酸化炭素排出者から、地球規模排出量取引スキームとして集められうると提案している。彼が言うには、保険料がそのときの二酸化炭素排出量に比例して集められれば、各排出者は、排出量をさらに削減する気持ちを失わない。なぜならば、こうすることによって、排出者は、「キャップアンドトレード」スキームのもとで排出権を買うためのコストをそっくり削減できるからである。

もしも先進諸国が負担する保険料にかかる国税が免除されれば、保険料を支払うための良いインセンティブになるだろう。

途上国においては、マイクロファイナンス機関（MFI）その他の現地の機関が、プロジェクトのサイクル全体を通じて、現地の保険金受取人の適切な代理としての役割を果たしうる。仕組みを設計し、保険金の現地負担分を徴収し、支払金を分配し活用できるからである。援助（支払い）への依存を誘発しないために、現地の顧客には、適当な負担の分配バランスの維持が欠かせない。MFIなど現地機関は、地域コミュニティに直接、働きかけることができ、たいいていの場合、そうした仕組みを活用できる最良の立場にある。ただし、他のスキームと同様、MFIには

⁴⁷ タイにおける世界銀行パイロットプロジェクトに関する簡単な説明についてはURL参照<http://go.worldbank.org/RGBA9BVTB0>

⁴⁸ Joanne Linnerooth-Bayer and Reinhard Mechler (2006) Insurance for assisting adaptation to climate change in developing countries: a proposed strategy, Climate Policy 6, Earthscan Ltd., p. 621-636

固有の利点も欠点もある⁴⁹。実際、HSBC（香港上海銀行）など多くの金融会社は、すでに途上国でMFIと取引をしたことがあり、今や小額融資サービスへの事業拡大を検討している⁵⁰。

さらに、先進国において、天候インデックス保険に民間から資金提供できるような体制づくりも検討に値する。そうすれば、一般市民が日常の寄付を通じて国際協力のプロジェクトに参加でき、非政府セクターの財政基盤の拡充にも役立つ。

官・社会・民のパートナーシップ

今日では天候インデックス保険のほかに、市場メカニズムを利用した革新的な金融スキームもいくつか提案され検討されている。

そうした提案の背後にある考え方の基にあるのが「公共哲学」という使命である。すなわち、途上国・先進国の双方において、政府に過度に依存することなく、民間のアクターの積極的参加を通して公共の利益を促進し推進する、という考え方である。

「公共哲学」とは、3者からなる社会的枠組みを理論化し確立しようと、小林正弥、山脇直司両教授が発展させ提唱するものである。すなわちそこでは、政府の提供する公共サービスや民間の行為主体が追及する私的利益に加えて、非政府アクターが公共の利益を生み出し推進する。

それに関連して強調しておきたいのは、非政府アクターには NPO・NGO のみならず私企業も含まれるということである。ISO26000 について進行中の議論にもはっきり表われているように、主たる焦点は「企業の社会的責任」から「社会的責任」に移っており、あらゆる関係主体が社会的責任を果たすよう求められているのである。

他方、私たちは、気候変動、生物多様性の低下、工業製品の不適切な廃棄といった、地球規模の環境リスクに直面しており、持続可能な社会を実現するためには、政府、私企業、NGO が協働しなければならない。

PPP（官民のパートナーシップ）の延長である、この「官・社会・民のパートナーシップ」は、政府、私企業、NGO をはじめとするあらゆる利害関係者が従わなければならない社会的理念を明確に反映している。

途上国において人身売買のような危険に直面している人びとの人間の安全保障は、適正な官・社会・民のパートナーシップにより保護されるべきである。

⁴⁹ Joanne Linnerooth-Bayer and Reinhard Mechler (2006) Insurance for assisting adaptation to climate change in developing countries: a proposed strategy, Climate Policy 6, Earthscan Ltd., p.621-636

⁵⁰ Munich Re Foundation (2006) Report Micro insurance Conference 2006 – Making insurance work in Africa

2.2. 移住、紛争、自然災害

命を危険に晒してもより良い暮らしを求める何万もの人びとの中に混じって、迫害と恐怖から逃れようとする難民と亡命希望者がいる。(国連難民高等弁務官事務所)

難民とその他の移住者の保護

1951年の難民の地位に関する条約第1条Aによれば、難民とは、「人種、宗教、国籍、特定の社会集団への所属、政治的主張を理由とした迫害を受ける根拠の十分なおそれのため、国籍を持つ国の外にあり、また、その国からの保護を受けることを迫害へのおそれから望まない、または保護を受けることが不可能な者」⁵¹である。

1951年の難民条約とその定義は、第2次世界大戦直後のヨーロッパによってつくられたものであり、いくつかの開発途上国における日常的な暴力や戦争による大規模な人びとの移動といった、今日の世界における問題には適合しない。保護や援助を必要とする大部分の人びとは、難民として認められないのである⁵²。

さらに、紛争を理由としない、天然資源の減少や枯渇によっても、毎年、人びとは生きのびるための移動を迫られている。「自らの生存を脅かす、そして/あるいは生活の質に深刻な影響を与える、著しい環境破壊(自然災害や人為的な災害)により、一時的あるいは恒久的に昔からの住み家を離れることを強いられた人びと」は「環境難民」と呼ばれる⁵³。そうした人びとすべてが国外へと逃れたのではなく、多くは、住み家を失ったまま国内にとどまっている。

「環境難民」という用語をめぐるのは、いまだに異論もある。しかし、そうであってもこの用語は人道的な課題に寄与し、また大規模な環境危機への国際的な関心を引きつけてきた。問題なのは、環境変化については、1951年の難民条約における難民の定義には含まれていないということである。そして、環境変化によって住み家を失った人びとは、「難民」として認められる条件を満たさないのである。

環境変化あるいは国境をまたぐ紛争により住み家を失った人びとは、保護を受けられる代替的な地位を与えられるかもしれない。あるいは、ノン・ルフールマンの原則⁵⁴によって送還されることから守られるかもしれない。しかし、これらの人びとに、亡命を認めたり、国際的な保護や支援をしたりする統一的なルールは存在しない。ノン・ルフールマンの原則のはっきりとした範囲と解釈については、今も議論されている。国内避難民は、援助も適切な保護も受けることはない。というのも、国家主権の原理によれば、住み家を失ったまま国内にとどまっている当該国の国民へのいかなる支援も、当該国の同意が必要だからである。

迫害や環境的要因、紛争によって生じた難民と、経済的な問題によって生じた難民とを区別することは、時に困難である。1つの分類がときに他の分類に溶け込んでしまうようなグレーゾーンが、存在しており、それが難民の概念に影響を及ぼしている。かつては普遍的で保護的な分類であった「難民」は、今日の言説においては「不法移民」、経済移民、「偽亡命希望者」あるいは「テロリスト」へとばらばらにされ、密入国や人身売買と一緒に語られるようになってしまった。「規制されていない移住」への嫌悪、そして、社会的一体性や国家の安全、難民を

⁵¹ Convention relating to the Status of Refugees (1951) Article 1A

⁵² Kolmannskog, Vikram Odedra (2008) Future floods of refugees, Norwegian Refugee Council

⁵³ El-Hinnawi, E (1985) Environmental Refugees, United Nations Environment Program (UNEP)

⁵⁴ ノン・ルフールマンの原則とは、明らかに迫害される危険性がある場所へ人びとを送還することを、絶対的かつ包括的に禁止するものである。

抱えることで発生するコストの負担への不安が高まっている。このような背景のもとで敵意の増した世界において、難民の権利は、原理の押しつけであり、保護しなくてはならないという法的義務、ととらえられるようになった。これは、難民の多くがめざす「北」の国々ばかりが拘禁政策と入国規制を強めているということではなく、同様に「南」の国々についてもあてはまることである。代替的な政策として、近隣国あるいは安全な第 3 国で難民が確実に保護されるようにするということが強調されているが、これにより難民の負担が別の所にかかるようになっている。ネパール、ケニア、タイ、レバノン、シリアといった国々では、難民の数は減っているものの、国内において、国内避難民や無国籍者が増加しているのである。実際のところ、紛争や国策の失敗が生み出した亡命希望者や国内避難民の大多数の、社会的・経済的な重荷を背負うのは、開発途上国である。

難民の不安定と定義のあいまいさ

厳しい入国管理に直面した難民や亡命希望者は、正規の手続きを経ない逃亡を試み、密入国や人身売買のネットワークにつかまってしまうことが多い。さらに、国際社会の人身売買への注目は、人びとが移動する多層的な理由への理解を単純化し、移住（難民と亡命希望者の移動を含む）することを犯罪とみなし、特に、女性が国境を越えて移住することを非合法とみなす。移住は人身売買ではない。非正規移住は人身売買ではないし、密入国さえも人身売買ではない。1951 年の難民条約、2003 年の人身売買禁止議定書、2004 年の密入国禁止議定書において、それぞれ概略が示されているとおりに互いの区別を維持することに意味があるのは認めるが、人権・社会活動家の多くが指摘するように、迫害からの逃避、日常的な暴力からの逃避、命が脅かされる危険からの逃避はあいまいで実のところ明確に区別できない。インドにおける難民のための国内法に関する全国的な協議（2007 年 1 月ニューデリーにて開催）においては、その権利や安全が脅かされやすい「不法入国者」のためのより広範囲な保護ネットワークを供給することに関して、積極的な合意はなされなかった。これはメディアが、逮捕された 14 人のビルマ人により、国家の安全が脅かされていると報じ⁵⁴、またムンバイの酒場での「不法入国の」バングラデシュ人の少女の踊り子たちをめぐって議論になった⁵⁵直後になされた決定であった。

紛争や自然災害によって行き場を失った人びとは、住み慣れた土地を離れ、国境近くや近隣国のキャンプに滞在する。このような人びとは、家に帰ることもできず、不安定な状態に置かれ、密入国・人身売買ネットワークに巻き込まれる危険に直面している。以下はビルマ難民についての例である。

国境を越えて避難するビルマ/ミャンマー人難民

ビルマ人の例は、生活における危険や日常的な暴力から逃れようとする、権利や安全が脅かされやすい民族集団の避難に関する幾層にも重なる複雑性、そして彼/彼女らの人権と人間としての尊厳を守るといった課題を示してくれる。ビルマでは、軍事政権下で強制労働に従事させられている、抑圧された民族集団に属する何千もの男女は、食事の十分に与えられない、健康上の不安定な状況に晒されており、次々と国境を越えて避難している。国連難民高等弁務官事務所（2006 年）によれば、世界におけるビルマ難民は 23% 増加し、8,600 人がマレーシア、1 万 5,800 人がタイで難民認定された。しかし NGO は、10 万人にのぼるビルマ人の成人が、正規の書類を持たない状態でタイにおいて海産物加工業や漁業に従事し、これに加えて、数千人の正規に登録されていない労働者が、農場で厳しい隷属状態に置かれているとしている。

⁵⁴ The Hindu (20/02/07) 14 Myanmar nationals arrested in Kashmir

⁵⁵ Flavia Agnes (2007) The Bar Dancer and The Trafficked Migrant: Globalisation and Subaltern Existence, in Refugee Watch, Issue No. 30 (December 2007)

しかし、ビルマ人難民は、避難先でも、しばしば安全の確保されていない状況におかれる。タイにある「一時的」な国境キャンプにおいては、難民は、数十年も最低限の生活を続けている。人身売買業者は、難民に固定収入の道がないことにつけこんでいる。キャンプを離れるためには許可が必要であるが、近隣の農場で働くためにキャンプを逃亡する者もいる。ほとんどの人は、未登録労働者として、摘発され強制送還されてしまう危険を抱えながら、隷属的な非熟練労働に従事している。ビルマ人の少女や女性は、人身売買ネットワークに巻き込まれてしまう。例えば、バングラデシュに難民として来たロヒンギャ民族のビルマ女性は、「誘惑され」、「同意させられて」、バングラデシュのキャンプからインドを経由してカラチに人身売買された⁵⁶。ビルマの政治的な抑圧が強まり経済が悪化している現在も、この状況は続いている。

2004年12月にタイを襲った津波は、ビルマ人の難民・移住者がいかに劣悪な状況におかれているかを明らかにした。また、自然災害において、これらの権利や安全が脅かされやすい人びとに対する人道的な支援を確立させることに、国際社会がまったく失敗してきたことに社会的な注目が集まった⁵⁷。沿岸地域にいた1万2千人のうち、700~2,500人が津波により命を失ったと言われている。国際移住機構(IOM)は津波の被災者を約7千人と見積もっている。しかし、それらの人びとに人道支援あるいは緊急医療支援は届くことはなかった。彼/彼女らが非合法な地位に置かれていることから、彼/彼女らを置き去りにした雇用主や搾取した工場主による人権侵害について告発をする者はほとんどいない。メディアは彼/彼女らが犯罪とかかわりがあるかのように報道し、このため数百人がビルマへと強制送還されてしまった。

結論と勧告

移住は、国境を軍事化し「自然移住」を犯罪化してきた密入国・人身売買レジームのパラダイムを脱却し、人権と持続的な収入をめざすべきである。UNHCRの研究「人身売買・密入国レジーム：ヨーロッパの難民政策の終焉」(2000年)は、「現在の政策の方向性は、人身売買を解決する効果はほとんどなく、逆にヨーロッパにおける難民となる権利を失わせている」と警告している。紛争を解決へと導くためには、根本的な原因に切り込まねばならない。難民や国内避難民、無国籍者の状況の改善に取り組むには、「出身国における安全地域、あるいは安全な第3国」という選択肢を越えた包括的なアプローチが必要である。

環境移民と紛争により行き場を失った移民の国際的な保護には、明らかな懸隔がある。これらの移民の権利は、新しい国際条約を起草し採択する、あるいは1951年の難民条約に新たに環境的要因と紛争による逃亡を含めることによって保護されなくてはならない。

UNHCRとともに、人権団体・社会組織も、移民と難民保護の国際的な「マネジメント」を決定する過程に参加するべきである。

私たちは、移住に関する国際的な枠組みの基礎にある前提についてもう一度根本から見つめ直し、現場で起こっていることへの社会的な関心を喚起したい。特に、紛争や自然災害により行き場を失った、権利や安全が脅かされやすい人びとについて、調査に裏打ちされた政策研究を行なう必要がある。女性の難民・国内避難民の権利を守り、彼女らを子ども扱いし主体性を奪おうとする動きに抗していくためにも、ジェンダーに基づく分析は不可欠である。彼女らの意思決定能力を強化する必要がある。

⁵⁶ Chris Brunette (1999) Trafficked from Hell to Hades, Images Asia, Report, November

⁵⁷ Pia Oberoi (2006) Tsunami Spl. Refugee

2.3. 移住と健康

保健医療から弱い立場のグループの人びとを除外するということは、個々の苦悩、彼らに対する搾取、公衆衛生一般へのリスク、ずっと高額な救急医療への需要増加、闇治療の誕生、道徳的ジレンマ、危機管理、そして当の移住者に対する差別など、多くの災いをもたらすことに繋がる。(ウエイン・ファラー、Newham Primary Care Trust)

先進国における非正規移住者の保健医療に対する権利

G8 を中心とする先進国の間には非正規移住者の保健医療に関する法的権利について大きな隔たりが存在する。たとえばドイツではごく限られた場合に保健医療へのアクセスを認めているが、それよりも公務員が非合法移住を入国管理当局に報告する義務のほうが優先されている。英国はそれより多少は広く保健医療へのアクセスを認めているが、実際の法律はむしろ制限的、曖昧でとても不確かである。フランスでは高い割合の非正規移住者が保健医療サービスを得る資格があることになっているが、実際はそのシステムの複雑さや、要求事項の多さ、関係者間での非正規移住者の権利に関する知識の欠如、といった理由でそれを受けられていない。イタリアはとても幅広い法的権利を非正規移住者に認めてはいるが、国全体で統一的に施行されているわけではなく、時には差し引かれた医療費でさえ払えない移住者がいるのを考えると、保障は十分であるとは簡単には言えない⁵⁸。

最近の調査によると、全額であれ部分的であれ公的に補助された保健医療へのアクセスはヨーロッパでは保障されていないと分かった。いくつかの国ではすべての保健医療は(救急サービスも含め)支払額に基づいて提供され、治療費を払えない非正規移住者がほとんどである。ヨーロッパでは非正規移住者に対する保健医療へのアクセスを制限し、保健サービスへのアクセスと入国管理政策との関連づけを強化しようとする動きがある。そのような政策は基本的人権を阻害し非正規移住者の現状をさらに難しいものにする。また、法の規定する内容とその実施との間には大きな隔りがある。法の実施に関する手続きはしばしば複雑なものになる。そこには多くの条件が立ち上がり、時には多くの行政機関や官僚主義がからむのである。そこで、非正規移住者は、たとえ資格を持っていたとしても保健医療サービスにアクセスしない者の割合が高いのが現状である⁵⁹。

アメリカ合衆国に関する最近の調査は、未登録の労働者たちが弱い立場におかれていることを明らかにした。とりわけ、ニューオーリンズをハリケーン・カタリーナが襲った後で積極的に復興支援活動をした人びとも含めた不法就労者たちは、保健医療へのアクセスを大きく制限され、賃金に格差があり、そして労働条件が劣悪、といった状況に置かれている⁶⁰。日本では、全国民が健康保険の給付を受けることができるが、移住者は合法的に1年間以上滞在しないと国民健康保険に加入できない。ということは非正規移住者や短期滞在者は事実上、保健医療を受けられないというのが現状である。

特定の移住者グループの脆弱性 移住女性たち

非正規移住者たちの中で保健医療へのアクセスに関して特に弱い立場におかれているものがある。子ども、妊婦、そして HIV/エイズなど深刻な慢性の病気を持つ人たちである。

⁵⁸ PICUM (2007) Access to Health Care for Undocumented Migrants in Europe

⁵⁹ Ibid.

⁶⁰ Fletcher, Laurel E., Phuong Pham, Eric Stover, and Patrick Vinck (2006) Rebuilding After Katrina: A Population-Based Study of Labor and Human Rights in New Orleans

社会的サポートがなかなか得られない中、移住女性たちは性的暴行や搾取の犠牲になる可能性を多くもっている。彼女たちは滞在先の国の女性たちよりも多くの健康問題を抱えることが多いし、妊娠や婦人科系の健康問題にしても滞在国の女性たちとは異なりまた深刻である傾向がある。彼女らは治療を先送りにし、問題になったときには滞在国の女性よりも深刻な結果が出てしまうのである⁶¹。

中継地における非正規移住者の医療 避難民の人びと

データによると、紛争地帯から人びとが追いやられた場合、彼らは HIV/エイズの流行地帯に移動するにつれてますます危険にさらされるといわれている。彼らはさまざまな理由から HIV/エイズや性感染症に対して無防備であるとされる。その理由としては、性暴力やレイプの増加、紛争の危機や避難民となったことにより収入をなくした女性たちが生きるすべとして性を使うことの増加、家族や社会・文化システムの崩壊とそれによる平時では当たり前とされた性規範の喪失、平和維持部隊も含めた軍隊による性的行動などが挙げられる。貧困、保健医療へのアクセスの貧弱さ、栄養失調、教育の欠如、そして政治的、経済的、社会的な差別が、行き場を失った人びとをさらに弱い立場へと追いつめるのである。

女性と子どもが世界の避難民の多くを占め、彼/彼女らは特に HIV/エイズの危険性にさらされている。女性は通常、男性よりも性的に早熟で 6～10 年早い年齢で HIV/エイズに感染し、さらに生物学的にも男性よりも HIV 感染に対して弱いといわれている。また、女性のほうが社会的地位が低いために特に HIV/エイズ感染への危険性があり、その影響を強く受ける。生き延びるために売春せざるを得ない状況を含め、上記のような搾取や暴力は紛争下ではさらに増加していく。家庭レベルでの HIV/エイズの問題は、子ども、老人、そして病人の主な世話人として、さらに食糧管理の主な責任者としての女性にすべて重くのしかかる⁶²。

女性や少女の人身売買の健康上のリスクと影響

人身売買というものは女性の健康や福祉に深い影響を与える。彼女たちが経験するのは、身体的・性的・精神的暴力、ドラッグやアルコールの強制的または半強制的使用、社会的な制約や操縦、経済的搾取や負債による束縛、法的不安定さ、劣悪な労働・生活条件、さらに移住者であることや周縁化された立場にあることにつきまとうさまざまな危険などが挙げられる。このような暴力や危険は女性の身体的・精神的な、そして性と生殖に関する健康に影響を与え、ドラッグやアルコールの過度摂取を引き起こしかねず、女性の社会的・経済的安定を悪化させ、医療や他のサポートシステムへのアクセスを制限するものなのである。人身売買の被害にあった女性は HIV 感染などの性感染症や性的トラウマなどにかかる可能性が高まる。これらの脅威に長くさらされるということは不妊、子宮外妊娠、性感染症に関係した悪性の病気（子宮がんやエイズなど）を引き起こす。そのほかの脅威としては精神的健康への脅威がある。たとえば、うつ病、薬物依存、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）、そしてレイプや奴隷状態、性的搾取などから引き起こされる複合的な心理的問題などである。

保健医療へのアクセスというのは人身売買された女性にとってはとても重要なものである。しかし女性たちが実際に経験するのはケア不足、遅れた治療、避妊ではなく悪条件での中絶、治療されることのない梅毒や淋病などの慢性の性病である。収容、送還、そして犯罪の法的証人としての役割を経る間、女性たちには自身の健康上のニーズを訴える機会はほとんど与えら

⁶¹ Carballo, Manuel (2007) The Challenge of Migration and Health

⁶² Roberts, Bayard (2004) HIV/AIDS, Conflict and Forced Migration

れていない。イタリア、英国、ウクライナの入国管理局と警察にインタビューすると、彼らは人身売買された女性に必要な医療をほどこすなど被害者保護の立場からする処置は行っていないことがわかった。ほとんどの場合、先進国では、人身売買の被害にあった人たちは単にそれぞれの国に送還されているようである。滞在国にとどまる場合には、彼女たちの保健医療やその他のサービスへの権利は人身売買を行なった犯罪者たちを裁くためのプロセスにおいて政府に協力をする意志があるか否かにかかっているのである⁶³。

結論と提言

非正規移住者に対する保健医療の改善は、その影響を考えると最も緊急に優先すべきものである。特に先進国は非正規移住者の中でも弱い立場の人びと（子ども、妊婦、そして HIV/エイズに感染した人びと）の医療の必要性を訴え、この基本的人権を保障する法律を制定すべきである。

非正規移住者への保健医療が法的に確保されている国であっても、それが実際に執行されるよう必要な措置をとるべきである。国は医療システムを移住規制の政策とは切り離し、医療に携わる人や医療行政が非正規移住者を見つけた場合の通報義務などは課すべきではない。また、非正規移住者たちに対する人道支援活動を犯罪としてはいけない。

特に人身売買に関しては、国は被害女性たちの健康権や保健サービスを受ける権利を、彼女たちの法的権利・人権の第一の基本要素として認識すべきである。国は人身売買被害者の身体的、精神的、そして社会的回復を保障するため、医療的・心理的支援をはじめ適切な措置をとるべきである。

最後に、避難民、特に女性と子どもの避難民に対して、特別な注意を払いその健康状態の改善に努めるべきである。

⁶³ Zimmerman, Cathy et al. (2003) The health risks and consequences of trafficking in women and adolescents. Findings from a European study and Beyrer, Chris and Julie Stachowiak (2003) Health Consequences of Trafficking of Women and Girls in Southeast Asia, Brown Journal of World Affairs

2.4. 移住と教育

「南」の途上国における経済的・社会的格差の拡大は、とりわけ多くの G8 諸国においてますます進む厳格化と選別化が入国管理法とあいまって、様々なカテゴリーの移住労働者が、出身国および海外において、自身を合法的な存在にし、基本的人権を享受することを、より一層難しくしている。とりわけ G8 各国は、国内で合法的かつ自由に生活することを許可する「人びとの種類」を、もっとも都合よく選別している。その選別の際には、移住者の教育レベルが、基準としてよく用いられる。その結果、人身売買の被害者や密航者、「不法」移住者（場合によってはその子ども）は、多くの先進工業国において、もっとも基礎的なレベルの教育や職業訓練を受ける機会を与えられず、場合によっては追放されてきた。G8 各国は、国内の移民問題に対処する際、教育および職業訓練を受けるもっとも基本的な権利を保障する、人道的で創造的な方法を模索するよりも、選別的で限定的かつ過度に警戒的な手法をとってきた。

入国管理に関する選別的な法律と政策が途上国の教育に及ぼす悪影響

何年ものあいだ、G8 各国は、「高度な技術を持った」外国人を引きつけ、自国の技術的、経済的発展に利用してきた。アフリカ人やアジア人の大学卒業者を雇用することによって、先進産業国は人件費を抑えながら、高等教育を受けた人材と技術面での優位性を確保してきたが、これは結果的に途上国に損害をもたらしてきた。途上国からのいわゆる「頭脳流出」を促進した結果、それらの国々は知識経済への移行を阻まれた。さらに、構造調整政策の失敗は各国通貨の切り下げをもたらしたが、これによる損失と経済的苦境を、先進工業国は利用してきた。

こうした選別的な移住者政策とゆがんだ発展の結果として、今日、ガーナやナイジェリア、インドといった開発途上国からアメリカ合衆国に渡る移住者の大半が、少なくとも大学レベルの教育を修了しているという現状が見られる。アフリカやアジアから先進国にやってくる、高等教育を受けた移住者たちは歓迎されるのに対し、経済的苦境から逃れようと数多くの開発途上国から移住する、技術を持たず教育を十分受けていない人びとは、「不法」移住者やテロリスト、または潜在的テロリストと見なされ、受け入れ先である先進国の重荷になるとされる。「熟練」か「非熟練」かといった単純なカテゴリー分けをもとにした移住者選別の仕組みは、先進国の経済発展に日々貢献している、合法または非合法的な多くの「非熟練」労働者を考慮に入れていない。G8 諸国が認めるか否かは別として、これら先進国の経済は、自国の「市民」たちがあまりやりたがらない産業やサービス業の仕事をする「非熟練」移住労働者の流入から、多大な恩恵を受けている。こういった現実を無視して、移住者が先進国で合法的な地位を得ることをますます困難にすることによって、G8 諸国は移住者の基本的人権、特にその子どもたちの教育権を構造的に侵害しているのである。

移住者の子どもや、人身売買・移住者密輸の被害者の教育権

“正規”または“非正規”の移住者は、教育や訓練に関して、“移住労働者およびその家族の権利を保護するための国際条約”⁶⁴で保護されている。この条約の 30 条によれば、“すべての移住労働者の子どもたちは、当該国家の国民と同等の扱いを前提とした基礎教育の機会を持つ”。したがって、“公立の就学前教育機関や学校の利用は、雇用されている国における親の在留や雇用状況が非合法なこと、または、子の在留資格の非合法性を理由に拒否されたり制限されることはない”（条約第 30 条）。現実には、G8 諸国に限らず他の国々でも、このような条約を無視した仕組

⁶⁴ UN General Assembly Resolution 45/158 (1990) The International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families

みができあがっている。それどころか、1990年に国連総会で採択されたこの条約を署名かつ批准しているG8国はひとつもない。さらに、ユネスコが1960年に採択した「教育における差別待遇の防止に関する条約」は「世界人権宣言」を明確に踏まえたものであり、教育における反差別の方針をうたい、すべての人に教育を受ける権利があることを宣言し、教育における差別は世界人権宣言で言明された権利の侵害になると述べている。この条約はすべてのG8諸国が批准している。

さらに、受け入れ国への統合がうまく行くのに必要な基本的考え方やスキルの習得のためには、成人教育・訓練が重要となってくる。移住労働者権利条約の承認と採択は、G8諸国内に存在する、移住に関連した対立や緊張関係の原因を取り除く助けになる。しかしながら、移住者は多くの受け入れ国のなかで論争の種や社会を騒がす問題となってしまう。これは教育の機会を得ようとすればなおさらである。なかには、移住者の適切な統合を模索し社会に存在する緊張を緩和するよりも、むしろその対立的状況を助長する政府もある。最近の例としては、イタリアの元教育大臣であり現在はミラノ市長のレティツィア・モラッティ氏による、ミラノでの就学前登録についての2007年12月付け通知が挙げられる。その文書には、「不法」移住者の子どもでも、親の法的地位に関係なく入学の申し込みを許可するが、その子どもたちは順番待ちのリストに入れられ、親が合法的に滞在していると証明できるまで待つこと、と記されている⁶⁵。このような姿勢の危険性は、教育を受けられない子どもたちが行き場を失くし路上生活を余儀なくされたり、ドラッグ、犯罪、児童労働、そして性的搾取という悪循環にはまってしまうかねないということである。児童労働や性的搾取を防ぐためには、基礎教育が最も効果的であると、国際労働機関（ILO）も認識をしている。多くの市民団体や政府関係者がモラッティ氏の姿勢に反対を唱えているが、すべてのG8諸国は、自国の学校制度のなかでこうしたことが起こらないように、また、すべての子どもたちに教育の機会が広く与えられるように、より効果的な対策を取っていかなければならない。

未成年の人身売買や移住者密輸の被害者に関しても、受け入れ国であるG8諸国で保障されている教育への基本的権利を享受できていないことが懸念される。一部のG8国は、人身売買の被害者は保護されある程度の正規もしくは職業訓練を受けられるとの特別規定を定めている。ところが、こうした規定は公平に一貫して適用はされておらず、一度は「救出」された人身売買の被害者が、「不法」移住者として機械的に国外追放されてしまうといった、イギリスでよくみられるような事態を避ける手段を、G8諸国は持ち合わせていない⁶⁶。人身売買の被害にあった人を祖国に送り返すことで、G8各国政府は被害者の男女（ほとんどは女性）が帰国に際して直面する困難や危険をないがしろにしていることになる。人身売買される人びとは大抵、海外での仕事内容や、期待できる経済発展や福利厚生について虚偽の条件を教えられる。多くの人びとがこうした誘惑の格好の餌食になってしまうのは、自国での経済的苦難や発展機会の欠乏のためである。近年になって、G8諸国による移住者政策や、犯罪防止、それに反テロリズムのための監視と規制が、増加する人身売買および移住者密輸の被害女性たちの社会的・経済的安全に深く関わってきている⁶⁷。

日本の事例

ここで、2008年のG8サミットの議長国である日本において移住者の子どもたちが経験してい

⁶⁵ La Repubblica (December 21st 2007) Asili vietati ai figli dei clandestini

⁶⁶ The Guardian online (2006) Sex workers are a soft target in the asylum figures battle, UK

⁶⁷ IMADR (June 2007) Appeal on the responsibility of the G8 nations to respect the rights of migrants, especially women and children victims of trafficking and smuggling, Germany

る、教育にかかわるさまざまな懸念や不安にふれておくことは有効だろう。それは多かれ少なかれ、他の受け入れ国の移住者と子どもたちにも当てはまるだろうからである。

日本は子どもの権利条約を批准し、日本に住むすべての子どもは教育への権利を持つことを認めている。問題なのは、移住者の子どもたちは、法律上の権利がどうであれ、実際には、日本国民の子どもたちと平等な教育の機会が与えられてはいないということである。その意味で、移住者の子どもたちへの教育の改善に向けた具体的な戦略を立てる必要があると認めたとしても、対症療法では問題は解決せず、日本の教育システムそのものを変革することが必要である。

明治以来の日本の教育システムは、日本の国（民族）に役立つ日本人を育てることに重きを置いてきた。この原則は、最近の教育基本法改正に際してよりいっそう強調されるに至っている。国籍にかかわらずすべての子どもたちが、自らの権利を認識し、それぞれに与えられた環境の中で可能性を最大限に発揮することのできるような教育システムを追求することなしに、移住者の子どもたちと日本国民の子どもたちの間にある教育格差をなくすことは不可能である。

日本の文部科学大臣の通知によると、移住者の子どもたちの教育は、在日コリアンの子どもたちの教育に対応したものであるべきである。しかし、現実には、欧米系インターナショナル・スクールの子どものほうが優先的な扱いを受けている。一方、いわゆる「オールドカマー」と「ニューカマー」**の子どもたちが育つ環境や将来の展望にはさまざまな相違が見いだされる。それぞれの環境に応じ、移住者の子どもたちがそれぞれのコミュニティに固有の状況を考慮に入れた教育を受けられるようにすることが求められる。

きめ細かな教育を提供するには、教育委員会、自治体、公共の教育施設、外国人学校、市民、企業が各地で緊密に協力し合いながら、日本人の子どもたちと多様な外国人コミュニティの子どもたちの混成に基づいた全国に通用する教育システムを創り上げることが必要である。先進的な地域で推進されるこうした形の連携の仕組みを他の地域が真似るべきであり、それによって、移住者の子どもの教育が地域レベルで積極的に推進される。

提言

以上の点をふまえ、G8諸国は、国内外での教育や訓練への平等な機会を確保することがいかに重要であるかを認識する必要がある。移住労働者およびその家族の権利を保護するための国際条約を署名・批准し、移住者への教育と訓練を保障することを正式に約束するべきである。G8諸国がすべての移住者とその子どもたちに教育機会を保障する責任を認めない場合、各国政府は、教育権をはじめとする基本的権利の侵害のサイクルを存続させることになる。それだけではない。正式には「認知されていない」が先進諸国にこれまでずっと存在し、その経済発展に著しく貢献する非正規移住者の人びとを、ないがしろにし続けることになるのである。

G8諸国は、人身売買の被害者と本国送還を申し渡された人びとに正規の職業訓練を約束し推進することの重要性を理解するべきである。人身売買で連れてこられた人を単に本国へ送還するだけでは、彼らの平和と安全を確保したことにはならない。また、おそらくG8諸国にとってより大事な点であろうが、送還後彼らが母国に留まるとは限らない。G8諸国はしたがって、持続可能で効果的な計画を推進し、送り出し国と連携して、若者や潜在的な人身売買被害者への

** 外国人登録者のおおよそ4分の1は、戦前および第2次世界大戦中、朝鮮半島と台湾から日本本土に移住した（多くの場合強制的に移住させられた）人びとである。彼らとその子孫は一般に「オールドカマー」と呼ばれる。それに対し、1980年代以降、アジアやラテンアメリカから来日した移住者は「ニューカマー」と呼ばれる。

機会が特に欠如している地域において、その地域に適した所得創出プログラムを推進するとともに、そうしたプログラムに資金提供していくべきである。

G8 諸国は率先して、移住労働者とその家族の人権に関する協定を提起し、その中で特に教育に関する移住者の権利を取り上げるべきである。人権と安全を守るという視点から、国際的な指針を確立することも欠かせない。さらに、非正規移住者の目的地国の政府は、入国管理政策や反テロリズム・反犯罪組織キャンペーンを改めて、非正規移住者とくに人身売買や移住者密輸の被害者が公平な扱いを受け、移住者としてだけでなく、子どもとして、また働く大人として、教育権を尊重され、宗教・人種・性別・階級に基づくあらゆる差別から守られるようにしなければならない⁶⁸。すべてのG8 諸国に暮らす外国人移住者のコミュニティは、その発展の権利を保障されるべきであり、またその子どもたちは親の地位を理由にしたどんな差別にもさらされることがあってはならない。子どもはまた、合意されているさまざまな子どもの権利に関する国際的枠組みのもとで、十分に守られるべきである。

⁶⁸ NGO Forum G8 Summit Japan (October 2007) Position Paper of Peace and Human Rights Unit

第3部 提言

この文書は、複数の NGO からなるグループが起草した論文を集めたものであり、グローバルな搾取的移住と移住者の人権状況に焦点を置いた。

この文書の成果は G8 首脳へのいくつかの提言の一覧だが、そこで中心的に扱っているのは、搾取的移住や人身売買の原因となるあらゆる形態の差別的行為をなくし、移住者の権利を守るということである。この文書を通して、G8 諸国政府が移住者の保護のためとりうる方策について学ぶことを期待する。

・ 諸概念を明確化し、人身売買被害者の定義をより広く解釈すること

近年、先進国での移住政策は、非正規と正規、密航と人身売買、非正規移住と亡命者、またはこれらの中間の「グレーゾーン」といったさまざまな形態の移住にまつわる諸問題の相互関連性と複雑性に、対応できていない。これらの問題を総合的に考慮し、「グレーゾーン」も視野に入れた移住政策と緩和戦略が必要である。私たちは各国政府に、人身売買と密航の概念や、強制と合意の間の連続性を一層明確化すること、また、移住者の地位は場所や時間によって変わりうるということを確認するよう、促す。人身売買被害者の定義はより広範に解釈する必要がある。人身売買への対応は、移民に関する組織的犯罪を超えた、より広い見地からなされなければならない。そうでなければ、多くの人身売買被害者は、被害者と認定もされず援助も受けられないであろう。

・ 開発途上国への援助

現在までのところ、国民総所得の 0.7% を開発途上諸国への援助 (ODA) に当てるという国連の目標を、どの G8 諸国も達成していない。開発途上国の市民たちが移住しか道がないと思わずに済むよう、そういった国々で雇用を創出し持続可能な生活手段を作り出す努力がもっとなされるべきである。人は自らの出身国において、可能性を実現し、要求を満たし、人権を行使し、そして願望が成就できる状況にあるべきであり、したがって、移住は必要に駆られてではなく、自由意志による選択の結果として行なわれるべきである。よって、私たちは G8 諸国に対し、こうした目的が果たされるべく、ODA の増加を強く要求する。ただし、開発途上諸国は貸付金ではなく供与金をまず必要としていることを強調したい。援助が開発途上諸国の負債の増大につながってはならない。

・ ジェンダー、人種、カースト、階級に基づく差別に立ち向かうこと

カーストや人種、階級に基づく差別は、たとえばインドやネパールなど多くの国で生活のほぼすべての側面において広がっている。そしてそれによって、インドのダリットのような被差別集団は、人身売買やその他の形態の搾取的移住に対して脆弱であるうえに、支援を受けにくく存在が見えにくくなっている。人種差別にジェンダーの側面が加わり、女性全般、特にダリット女性が差別の対象とされやすい。人身売買とあらゆる形態の搾取的移住の根絶のため、そういった差別的行為が行なわれている受け入れ国と送り出し国の双方の関与のもとで、人身売買の根本的原因の分析と対応を行ない、すべての人の人権が守られる、社会的

に公正な手続きと規定がめざされるべきである。

・環境・気候変動、紛争からの移住者の保護

私たちは各国政府に対し、難民認定を申請する権利を認めるよう求める。そして、流入する他の移住者に混じって区別が付きにくい場合があることを根拠に、難民申請者や難民が必要な保護を受けられず権利主体としての地位を失うことのないよう、強調する。

さらに、環境移住者や紛争により住む場所を追われた移住者の保護には、各国間で隔たりがある。保護や援助を必要とする人びとの多くは、難民として認定されない。環境変化や国境をまたいだ紛争により祖国を追われた人びとに副次的に保護が与えられることはあるが、そうした人たちに難民としての庇護国際的な保護・援助を提供する統一的な取り決めは存在しない。私たちは各国政府に対し、新しい国際条約を起草し採択するか、または 1951 年の難民条約に新たな項目を盛り込むことで、こうした人びとを保護するよう促す。

最後に、G8 諸国は、移住する人の流れを引き起こす気候変動や環境変化への自国の責任を認めなくてはならない。環境に最も影響を与えているのは先進国なのに、それともなう気候変動がもたらす最悪の結果に対処しなければならないのは開発途上国である。したがって、先進諸国は、開発途上国が気候変動に対処するために必要な技術を開発し、それを途上国に受け渡す責任がある。加えて、先進諸国には、温室効果ガスの削減により温暖化を抑制するとともにさらなる環境保護への努力をするべきである。その結果として、環境移住者の流入の縮小が見込まれる。

・より多くの正規移住の機会を

今日のグローバル化した社会では、開発途上国の人びとは非正規のルートによって移住することを選択することが多い。これは、先進諸国にはこうした移住労働者の需要があるのに、正規の移住の可能性が非常に少ないことによる。先進諸国は選択的な移住規制を遂行し、ほとんどの場合、熟練移住労働者のみを歓迎する。私たちの主張として、各国政府は正規移住プログラム、特に技術のない人びとや低技術しか持たない人びとを対象にしたプログラムを増やし、明確で透明な外国人労働者の登用基準を確立するべきである。これによって、非熟練移住労働者の少なくとも一部には門戸が開かれ、よりバランスのとれた移住者の労働力の需要と供給が実現可能になる。このようにして、非正規移住の規模は縮小されるであろう。

・移住者とりわけ非正規移住者と人身売買被害者の人権擁護

移住者の人権は私たちの文書の中心的焦点である。この文脈において、私たちは各国政府に対し、移住者の人権を守るよう十分に考慮することを促す。

G8 諸国を含め移住者の目的地国は、ディアスポラ・コミュニティの安全と福祉に全面的に責任を負い、移住者を自由貿易市場における商品や障害としてではなく、すべての基本的権利を持つ人間として扱うべきである。移住者は皆、受け入れ国において、基本的人権を行使し、最低限の労働基準を享受できなければならない。先進諸国は正規のみならず、非正規・非合法の移住労働者とその家族を保護し、搾取や虐待から彼ら彼女らを守り、国内法に基づいて、こういった人びとに適切な手段による権利主張を認めるべきである。

私たちは各国政府に対し、非正規移住者が医療と教育にアクセスする権利を推進するため

あらゆる措置を取るよう求める。非正規移住者の医療と教育への権利が認められている国では、その実現が保証されるための必要な措置が取られなければならない。先進諸国は特に、非正規移住者の中でもとりわけ脆弱な集団（たとえば子ども、妊産婦、HIV/AIDS感染者など）の保健ニーズに対処する必要がある。また、祖国を追われた人びと、とりわけ女性と子どもの医療や健康状態が改善され、受け入れ国で子どもが教育を受けられるよう、特段の配慮がなされるべきである。すべての G8 加盟諸国に存在する外国人移住者コミュニティは、発展の権利を保障され、その子どもたちは、両親の地位を理由としたどんな差別も受けてはならない。

私たちは G8 諸国が、人身売買と移住者密輸の被害者に、罰ではなく援助を与えるよう要請する。各国政府は、人身売買された女性の健康への権利および保健サービスを受ける権利を、彼女たちの法的権利および人権の第一義的で基本的な要素として認識する必要がある。各国政府は、医療的・心理的支援など、人身売買被害者の身体的、精神的、また社会的回復を確保するため適切な行動をとらなければならない。さらに、G8 諸国は、人身売買被害者および本国への送還を待つ人びとの職業訓練の機会を確保し促進することの重要性を理解すべきである。犯罪ネットワークを通じて人身売買された被害者だけではなく、正規のビザを持ち正規のルートで移住してきた人身売買被害者の保護に対しても、適切な考慮がなされるべきである。後者は頻繁に見落とされてしまう。

加えて、私たちは入国管理当局の収容施設での非正規移住者や難民申請者に対しより人道にかなった扱いをするよう、要請する。何よりもまず、難民申請者は収容しないようにすべきである。仮に拘禁するにしても、難民申請者も非正規移住者も、少なくともまともな扱いを受けなければならない。G8 諸国は、これらの人びとが健康を保つため必要な扱いを受け、当局者の手によって深刻に苦しめられるようなことがないようにしなければならない。

最後に、G8 諸国政府はこれ以上先延ばしすることなく、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」を批准するべきである。

参考文献

1.1. さまざまな形態の移住の相互関連性

1. Amnesty International (June 2005) United Kingdom. Seeking asylum is not a crime: detention of people who have sought asylum
2. Anti-Slavery International (2006) Anti-Slavery International's views on Tackling Human Trafficking - Consultation on proposals for a UK action plan
3. Anti-Slavery International (2003) The migration-trafficking nexus: combating trafficking through the protection of migrants' human rights
4. Asia Regional Cooperation to Prevent People Trafficking (2003) Gender, Human Trafficking, and the Criminal Justice System in Cambodia
5. Bhabha, Jacqueline (March 2005) Trafficking, Smuggling, and Human Rights
6. Bail for Immigration Detainees (May 2005) Fit to be detained? Challenging the detention of asylum seekers and migrants with health needs
7. Bail for Immigration Detainees, Maternity Alliance, the London Detainee Support Group (September 2002) A Crying Shame: pregnant asylum seekers and their babies in detention
8. Gallagher, Anne (January 2002) Trafficking, smuggling and human rights: tricks and treaties, Forced Migration Review, Issue 12, pp.25-28
9. Global Commission on International Migration (2005) Irregular migration, state security and human security
10. Global Commission on International Migration (2005) Migration in an interconnected world: New directions for action. Report of the Global Commission on International Migration
11. Hague, Shahidul (2005) Ambiguities and confusions in the migration-trafficking nexus: a development challenge
12. IMISCOE (2007) Inside Perspectives on the Process of Human smuggling
13. Independent Asylum Commission Information Centre about Asylum and Refugees (2007) Detention of asylum seekers in the UK
14. UN Protocol against the Smuggling of Migrants by Land, Sea and Air (2000)
15. UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons (2000)

1.2. 「自然移住」と選択的な移住規制、移住と労働市場

1. Cendrowicz, Leo (24 October 2007) A Green Light for Europe's Blue Card, Time
2. Constant, Amelie and Klaus F. Zimmermann (2005) Immigrant Performance and Selective Immigration Policy: A European Perspective, IZA DP No. 1715
3. Global Forum on Migration & Development (2007) Background papers
4. Global Commission on International Migration (2005) Migration in an interconnected world: New directions for action. Report of the Global Commission on International Migration
5. Global Policy Forum (April 3, 2007) Development Aid from OECD Countries Fell 5.1% in 2006
6. Hatton, Timothy (2007) Selecting Europe's immigrants

7. IMADR (2007) Appeal on the responsibility of the G8 nations to respect the rights to socio-economic security of migrants from Asia, Africa and Latin America, especially women and children victims of trafficking and smuggling
8. IMADR et al. (2007) An Appeal to the States and NGOs attending the Global Forum on "Migration and Development" (a joint statement made by 14 NGOs, as an initiative of the Campaign against Exploitative Migration and Human Trafficking)
9. Magris, Francesco and Giuseppe Russo (2005) Selective immigration policies, human capital accumulation and migration duration in infinite horizon, Paris-Jourdan Sciences Economiques, Working Paper N° 2005 – 26
10. Mushakoji, Kinhide (2006) Human Trafficking, Human Insecurity, and Exploitative Migration in *Human Trafficking and Racism*, 6-27
11. Russo, Giuseppe (January 2008) Voting over Selective Immigration Policies with Immigration Aversion, Munich Personal RePEc Archive
12. Special Rapporteur of the Commission on Human Rights on the human rights of migrants (September 14, 2006) Press release ""We have been excluded from the High Level Dialogue"

1.3. 移住とジェンダー

1. World Bank (2007) The World Bank Annual Report 2007
2. US Department of State (2006) Trafficking in Persons Report
<http://www.state.gov/documents/organization/66086.pdf>
3. 佐竹眞明 (2006) 『フィリピン 日本国際結婚 移住と多文化共生』、めこん

1.4. 移住とカースト差別を含む人種主義

1. Anti- Slavery International (2003), The Migration-Trafficking NEXUS: Combating trafficking through the protection of migrant's human rights, 2003,6, quoting UNICEF UK, End Child Exploitation: Stop the Traffic, London
2. Coomaraswamy (2000) Special Rapporteurs to UN on violence against women (VAW), report on Trafficking in women, women's migration and VAW submitted in accordance with commission on Human Rights resolution 1997/44(E/CN /4/2000/68)
3. Minority Rights Group International. Working to secure the rights of minorities and indigenous peoples
4. South Asia Human Rights Documentation Center and Human Rights Documentation Center, Human Rights Feature 43/01, 2001
5. UNIFEM (1999) An initiative against trafficking in India, Nepal and Bangladesh
6. WOREC (2002) " Cross Border Trafficking in Boys," WOREC/ILO/IPEC, Katmandu

2.1. 気候変動と、環境移住者を含む脆弱な人びと

1. Benjamin L. Preston, Ramasamy Suppiah, Ian Macadam, Janice Bathols (11 October 2006) Climate Change in the Asia/Pacific Region, A Consultancy Report Prepared for the Climate Change and Development Roundtable, Commonwealth Science and Industry Research Organization (CSIRO) Marine and Atmospheric Research
2. Ben Wisner, Maureen Fordham, Ilan Kelman, Barbara Rose Johnson, David Simon, Allan Lavell, Hans Gunter Brauch, Ursula Oswald Spring, Gustavo Wlches-Chaux, Marcus Mench, Daniel Weiner (April 2007) Climate Change and Human Security

3. Charles Kelly (2004) Including the environment in humanitarian assistance, Humanitarian Exchange No.27, Humanitarian Practice Network, July 2004
4. Commission on Human Security (2003) Human Security Now: Protecting and Empowering People, United Nations
5. Essam El-Hinnawi (1985) Environmental Refugees, United Nations Environment Program, Nairobi
6. Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) (2007) IPCC Fourth Assessment Report, Climate Change 2007: Synthesis Report, Summary for Policymakers
7. International Organization for Migration (IOM) Global Estimates and Trends, <http://www.iom.int/jahia/page254.html>
8. Joanne Linnerooth-Bayer and Reinhard Mechler (2006) Insurance for assisting adaptation to climate change in developing countries: a proposed strategy, Climate Policy 6, Earthscan Ltd.
9. Molly Conisbee and Andrew Simms (2003) Environmental Refugees, The Case for Recognition, New Economics Foundation, London
10. Munich Re Foundation (2006) Report Microinsurance Conference 2006 – Making insurance work in Africa
11. Nicholas Stern (2006) The Economics of Climate Change: The Stern Review, Cambridge University Press, Cambridge
12. Norman Myers (2005) Environmental Refugees: An Emergent Security Issue, 13th Economic Forum, Prague, 22-23 May 2005
13. Oxfam International (2007) Adaptation to climate change: what's needed in poor countries, and who should pay, Oxfam Briefing Paper No.104, London
14. Peter Höppe (2006) NatCatSERVICE, Geo Risks Research
15. Richard Black (2001) Environmental Refugees: myth or reality? in *New Issues in Refugee Research*, Working Paper No.34, United Nations High Commission for Refugees, Geneva
16. Stephen Castles (2002) Environmental change and forced migration: making sense of the debate, in *New Issues in Refugee Research*, Working Paper No.70, United Nations High Commission for Refugees, Geneva
17. Save the Children UK (2007) Legacy of disasters: the Impact of climate change on children, London
18. Tsunami orphans face dangers: UNICEF
19. The Japan Times online (January 18, 2005) <http://search.japantimes.co.jp/cgi-bin/nn20050118b2.html>
20. UNDP (2007) Human Development Report 2007/2008: Fighting climate change: Human solidarity in a divided world, New York
21. UNHCR (2007) Remarks of the UN High Commissioner for Refugees, Mr. António Guterres, European Foundation Centre Conference on 1 June 2007
22. UNICEF (2007) Climate change and Children, New York
23. UNU-EHS (2007) Fabrice Renaud, Janos J. Ogaradi, Olivia Dun, Koko Warner, Control, Adapt or Flee – How to Face Environmental Migration?, Bonn
24. UNU (2005) Press Release “As Ranks of “Environmental Refugees” Swell worldwide,Calls Grow for Better Definition, Recognition, Support”, Tokyo
25. U.S. State Department (2001-2007) Trafficking in Persons Reports 2001-2007, Washington <http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/>
- 26.** World Bank Group (2008) Towards a strategic framework on climate change and development for the World Bank Group, concept and issues paper (consultation draft)

2.2. 移住、紛争、自然災害

1. Chris Brunette (1999) Trafficked from Hell to Hades, Images Asia, Report, November
2. Convention relating to the Status of Refugees (1951) Article 1A
3. El-Hinnawi, E (1985) Environmental Refugees, United Nations Environment Program (UNEP)
4. Agnes, Flavia (2007) The Bar Dancer and The Trafficked Migrant: Globalisation and Subaltern Existence, in *Refugee Watch, Issue No. 30 (December 2007)*
5. Kolmannskog, Vikram Odedra (2008) Future floods of refugees, Norwegian Refugee Council
6. Morrison, John (2000) The trafficking and smuggling regime: the end game in European asylum policy
7. Newman, Edward (2003) Refugees, international security, and human vulnerability: Introduction and survey (pp.3-30) in *Refugees and forced displacement: International security, human vulnerability, and the state*
8. Norman, Myers, (2001) Environmental refugees: a growing phenomenon of the 21st century, The Royal Society
9. Pia Oberoi (July 2005) Humanitarian Responses towards Burmese Migrant Workers, Forced Migration Review
10. The Hindu (20/02/07) 14 Myanmar nationals arrested in Kashmir

2.3. 移住と健康

1. Beyrer, Chris and Julie Stachowiak (2003) Health Consequences of Trafficking of Women and Girls in Southeast Asia, Brown Journal of World Affairs
2. Carballo, Manuel (2007) The Challenge of Migration and Health
3. Fletcher, Laurel E., Phuong Pham, Eric Stover, and Patrick Vinck (2006) Rebuilding After Katrina: A Population-Based Study of Labor and Human Rights in New Orleans
4. PICUM (2007) Access to Health Care for Undocumented Migrants in Europe
5. Roberts, Bayard (2004) HIV/AIDS, Conflict and Forced Migration
6. Zimmerman, Cathy et al. (2003) The health risks and consequences of trafficking in women and adolescents. Findings from a European study

2.4. 移住と教育

1. Convention against Discrimination in Education (1960) Adopted by the General Conference of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization on 14 December 1960
2. IMADR (June 2007) Appeal on the responsibility of the G8 nations to respect the rights of migrants, especially women and children victims of trafficking and smuggling, Germany
3. La Repubblica (December 21st 2007) Asili vietati ai figli dei clandestini
<http://ricerca.repubblica.it/repubblica/archivio/repubblica/2007/12/21/070asili.html>
4. NGO Forum G8 Summit Japan (October 2007) Position Paper of Peace and Human Rights Unit
http://www.g8ngoforum.org/english/uploads/position-paper-phr_20071012_eng1.pdf
5. Office of the UN High Commissioner for Human Rights
6. The Guardian online (2006) Sex workers are a soft target in the asylum figures battle, UK
<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/story/0,,1802914,00.html>
7. UN General Assembly Resolution 45/158 (1990) The International Convention on the Protection of the Rights of

All Migrant Workers and Members of Their Families <http://www2.ohchr.org/english/law/cmw.htm>

起草者一覧

- 1.1. Edita Arlauskaitė (反差別国際運動 [IMADR])
- 1.2. Edita Arlauskaitė
- 1.3. Gigi Francisco (International Gender and Trade Network-Asia), 羽後静子(中部大学/IMADR), 武者小路公秀(大阪経済法科大学/IMADR)
- 1.4. Renu Rajbhandari (Women's Rehabilitation Centre [WOREC], Nepal)
- 2.1. 森田明彦(東京工業大学)
- 2.2. Rita Manchanda, (South Asian Forum for Human Rights [SAFHR])
- 2.3. Edita Arlauskaitė
- 2.4. Bisi Olateru-Olagbegi (Women's Consortium of Nigeria [WOCON]), 武者小路公秀

**原文編集・校正：IMADR事務局 (Edita Arlauskaitė, Claire Bilski, 荒井瑛子)*

翻訳協力：

斎藤忍 (1.1)、新明智・阿野泰士・森寛太・波多野綾子 (1.2)、白柳修平・小松理恵 (1.3、2.4)、盛香織 (1.4)、周慶一・本田皓士・飛田千夏 (2.1)、林貴子 (2.2)、中村みのり (2.3)

この文書についてのお問い合わせは下記までお願いします。

反差別国際運動 (IMADR) 国際事務局

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel : 03-3586-7447 Fax : 03-3586-7462

E-mail : imadris@imadr.org Website : <http://www.imadr.org>